燕市介護保険運営協議会（第２回）次第

令和２年８月１８日（火）午後１時３０分～
燕市役所　つばめホール

１．開　　会

２．挨　　拶

３．議　　題

(1) 令和元年度介護保険事業特別会計決算見込みについて
（資料１－１、１－２）

(2) 燕市第７期介護保険事業計画の進捗状況について
（資料２－１、２－２）

(3) 第８期介護保険事業計画に係る基本指針について
（資料３）

(4) 介護施設等整備意向調査の結果について
（資料４）

(5) その他

４．閉　　会

資料1－1

令和元年度　燕市介護保険事業特別会計決算（見込み）

（単位：円）

歳入

款	項	目	平成30年度 決算額	構成比	令和元年度（見込み） 決算額	構成比	比較 増減額	増減率
01 保険料			1,865,683,865	21.7	1,853,571,635	21.8	▲12,112,230	▲0.6
	01 介護保険料		1,865,683,865	21.7	1,853,571,635	21.8	▲12,112,230	▲0.6
		01 第1号被保険者保険料	1,865,683,865	21.7	1,853,571,635	21.8	▲12,112,230	▲0.6
02 分担金及び負担金			1,541,000	0.0	1,897,000	0.0	356,000	23.1
	01 負担金		1,541,000	0.0	1,897,000	0.0	356,000	23.1
		01 認定審査会共同設置負担金	1,541,000	0.0	1,897,000	0.0	356,000	23.1
03 使用料及び手数料			221,500	0.0	220,400	0.0	▲1,100	▲0.5
	01 手数料		221,500	0.0	220,400	0.0	▲1,100	▲0.5
		01 督促手数料	221,500	0.0	220,400	0.0	▲1,100	▲0.5
04 国庫支出金			1,943,047,330	22.7	1,910,803,426	22.4	▲32,243,904	▲1.7
	01 国庫負担金		1,442,877,110	16.8	1,413,546,000	16.6	▲29,331,110	▲2.0
		01 介護給付費負担金	1,442,877,110	16.8	1,413,546,000	16.6	▲29,331,110	▲2.0
	02 国庫補助金		500,170,220	5.9	497,257,426	5.8	▲2,912,794	▲0.6
		01 調整交付金	368,015,000	4.3	357,616,000	4.2	▲10,399,000	▲2.8
		02 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	40,223,800	0.5	42,957,456	0.5	2,733,656	6.8
		03 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	75,110,420	0.9	78,278,970	0.9	3,168,550	4.2
		04 保険者機能強化推進交付金	14,845,000	0.2	15,359,000	0.2	514,000	3.5
		05 介護保険事業費補助金	1,650,000	0.0	2,762,000	0.0	1,112,000	67.4
		06 介護保険災害臨時特例補助金	326,000	0.0	284,000	0.0	▲42,000	▲12.9
05 支払基金交付金			2,083,988,062	24.2	2,098,177,000	24.7	14,188,938	0.7
	01 支払基金交付金		2,083,988,062	24.2	2,098,177,000	24.7	14,188,938	0.7
		01 介護給付費交付金	2,039,120,000	23.7	2,048,048,000	24.1	8,928,000	0.4
		02 地域支援事業支援交付金	44,868,062	0.5	50,129,000	0.6	5,260,938	11.7
06 県支出金			1,241,801,821	14.5	1,191,868,738	14.0	▲49,933,083	▲4.0
	01 県負担金		1,183,768,612	13.8	1,130,902,093	13.3	▲52,866,519	▲4.5
		01 介護給付費負担金	1,183,768,612	13.8	1,130,902,093	13.3	▲52,866,519	▲4.5
	02 県補助金		58,033,209	0.7	60,966,645	0.7	2,933,436	5.1
		01 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	20,478,000	0.3	21,827,160	0.3	1,349,160	6.6
		02 地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）	37,555,209	0.4	39,139,485	0.4	1,584,276	4.2
07 財産収入			51,074	0.0	72,143	0.0	21,069	41.3
	01 財産運用収入		51,074	0.0	72,143	0.0	21,069	41.3
		01 利子及び配当金	51,074	0.0	72,143	0.0	21,069	41.3
08 繰入金			1,159,311,938	13.5	1,199,808,969	14.1	40,497,031	3.5
	01 一般会計繰入金		1,159,311,938	13.5	1,199,808,969	14.1	40,497,031	3.5
		01 介護給付費繰入金	941,553,605	11.0	954,849,732	11.2	13,296,127	1.4
		02 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	19,132,508	0.2	20,851,590	0.3	1,719,082	9.0
		03 地域支援事業繰入金（包括的支援・任意事業）	36,443,974	0.4	33,926,578	0.4	▲2,517,396	▲6.9
		04 職員給与費繰入金	80,960,778	1.0	76,850,399	0.9	▲4,110,379	▲5.1
		05 事務費繰入金	53,746,191	0.6	52,410,111	0.6	▲1,336,080	▲2.5
		06 介護認定審査会共同事務費繰入金	17,644,282	0.2	18,196,559	0.2	552,277	3.1
		07 低所得者保険料軽減繰入金	9,830,600	0.1	42,724,000	0.5	32,893,400	334.6
	02 基金繰入金		0	0.0	0	0.0	0	
		1 介護給付費準備基金繰入金	0	0.0	0	0.0	0	
09 繰越金			293,478,460	3.4	258,186,349	3.0	▲35,292,111	▲12.0
	01 繰越金		293,478,460	3.4	258,186,349	3.0	▲35,292,111	▲12.0
		01 繰越金	293,478,460	3.4	258,186,349	3.0	▲35,292,111	▲12.0
10 諸収入			2,346,278	0.0	876,917	0.0	▲1,469,361	▲62.6
	01 延滞金加算金及び過料		488,000	0.0	800,800	0.0	312,800	64.1
		01 第1号被保険者延滞金	488,000	0.0	800,800	0.0	312,800	64.1
	02 雑入		1,858,278	0.0	76,117	0.0	▲1,782,161	▲95.9
		01 第三者納付金	1,780,540	0.0	0	0.0	▲1,780,540	皆減
		02 返納金	41,317	0.0	5,977	0.0	▲35,340	▲85.5
		03 雑入	36,421	0.0	70,140	0.0	33,719	92.6
【歳入合計】			8,591,471,328	100.0	8,515,482,577	100.0	▲75,988,751	▲0.9

	平成30年度	令和元年度（見込み）	増減
決算額（次年度繰越額）	258,186,349	169,541,615	▲88,644,734

	平成30年度	令和元年度（見込み）	増減
介護保険事業給付準備基金残高	957,539,147	957,611,290	72,143

歳出

款	項	目	平成30年度 決算額	構成比	令和元年度（見込み） 決算額	構成比	比較 増減額	増減率
01 総務費			155,846,417	1.9	152,383,843	1.8	▲3,462,574	▲2.2
	01 総務管理費		107,790,514	1.3	100,869,133	1.2	▲6,921,381	▲6.4
		01 一般管理費	107,790,514	1.3	100,869,133	1.2	▲6,921,381	▲6.4
	02 徴収費		3,715,193	0.0	3,895,012	0.0	179,819	4.8
		01 賦課徴収費	3,715,193	0.0	3,895,012	0.0	179,819	4.8
	03 介護認定審査会費		43,165,708	0.6	46,517,754	0.6	3,352,046	7.8
		01 介護認定審査会共同事務費	10,870,336	0.2	11,064,547	0.2	194,211	1.8
		02 認定調査等費	32,295,372	0.4	35,453,207	0.4	3,157,835	9.8
	－ 趣旨普及費		5,000	0.0			▲5,000	皆減
		01 趣旨普及費	5,000	0.0			▲5,000	皆減
	04 運営協議会費		156,000	0.0	156,000	0.0	0	0.0
		01 運営協議会費	156,000	0.0	156,000	0.0	0	0.0
	05 介護人材確保育成事業費		1,014,002	0.0	945,944	0.0	▲68,058	▲6.7
		01 介護人材確保育成事業費	1,014,002	0.0	945,944	0.0	▲68,058	▲6.7
02 保険給付費			7,534,250,698	90.4	7,638,803,838	91.5	104,553,140	1.4
	01 介護サービス等諸費		6,985,235,625	83.9	7,046,367,608	84.5	61,131,983	0.9
		01 居宅介護サービス給付費	2,412,923,653	29.0	2,357,201,222	28.3	▲55,722,431	▲2.3
		02 特例居宅介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
		03 地域密着型介護サービス給付費	1,368,821,139	16.4	1,409,203,613	16.9	40,382,474	3.0
		04 特例地域密着型介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
		05 施設介護サービス給付費	2,872,314,701	34.5	2,948,470,564	35.3	76,155,863	2.7
		06 特例施設介護サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
		07 居宅介護福祉用具購入費	5,338,168	0.1	5,429,234	0.1	91,066	1.7
		08 居宅介護住宅改修費	17,092,519	0.2	15,920,926	0.2	▲1,171,593	▲6.9
		09 居宅介護サービス計画給付費	308,745,445	3.7	310,142,049	3.7	1,396,604	0.5
		10 特例居宅介護サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	0	
	02 介護予防サービス等諸費		110,698,280	1.3	117,457,034	1.4	6,758,754	6.1
		01 介護予防サービス給付費	66,063,576	0.8	69,754,829	0.9	3,691,253	5.6
		02 特例介護予防サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
		03 地域密着型介護予防サービス給付費	18,793,175	0.2	19,596,849	0.2	803,674	4.3
		04 特例地域密着型介護予防サービス給付費	0	0.0	0	0.0	0	
		05 介護予防福祉用具購入費	1,431,078	0.0	1,577,920	0.0	146,842	10.3
		06 介護予防住宅改修費	6,758,569	0.1	7,645,233	0.1	886,664	13.1
		07 介護予防サービス計画給付費	17,651,882	0.2	18,882,203	0.2	1,230,321	7.0
		08 特例介護予防サービス計画給付費	0	0.0	0	0.0	0	
	03 その他諸費		3,802,240	0.0	3,823,360	0.0	21,120	0.6
		01 審査支払手数料	3,802,240	0.0	3,823,360	0.0	21,120	0.6
	04 高額介護サービス等費		143,430,828	1.7	153,068,989	1.8	9,638,161	6.7
		01 高額介護サービス費	143,430,828	1.7	153,068,989	1.8	9,638,161	6.7
		02 高額介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
	05 高額医療合算介護サービス等費		5,823,577	0.1	17,077,331	0.2	11,253,754	193.2
		01 高額医療合算介護サービス費	5,823,577	0.1	17,077,331	0.2	11,253,754	193.2
		02 高額医療合算介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
	06 特定入所者介護サービス等費		285,260,148	3.4	301,009,516	3.6	15,749,368	5.5
		01 特定入所者介護サービス費	285,136,858	3.4	300,761,014	3.6	15,624,156	5.5
		02 特例特定入所者介護サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
		03 特定入所者介護予防サービス費	123,290	0.0	248,502	0.0	125,212	101.6
		04 特例特定入所者介護予防サービス費	0	0.0	0	0.0	0	
03 財政安定化基金拠出金			0	0.0	0	0.0	0	
	01 財政安定化基金拠出金		0	0.0	0	0.0	0	
		01 財政安定化基金拠出金	0	0.0	0	0.0	0	
04 地域支援事業費			342,379,417	4.1	358,413,692	4.3	16,034,275	4.7
	01 介護予防・生活支援サービス事業費		142,124,162	1.7	155,993,627	1.9	13,869,465	9.8
		01 介護予防・生活支援サービス事業費	125,791,263	1.5	137,488,147	1.7	11,696,884	9.3
		02 介護予防ケアマネジメント事業費	16,332,899	0.2	18,505,480	0.2	2,172,581	13.3
	02 一般介護予防事業費		10,570,307	0.1	10,396,697	0.1	▲173,610	▲1.6
		01 一般介護予防事業費	10,570,307	0.1	10,396,697	0.1	▲173,610	▲1.6
	03 包括的支援事業・任意事業費		189,319,348	2.3	191,600,968	2.3	2,281,620	1.2
		01 包括的支援事業費	152,754,971	1.8	154,843,427	1.9	2,088,456	1.4
		02 任意事業費	36,564,377	0.5	36,757,541	0.4	193,164	0.5
	04 その他諸費		365,600	0.0	422,400	0.0	56,800	15.5
		01 審査支払手数料	365,600	0.0	422,400	0.0	56,800	15.5
05 基金積立金			160,859,074	1.9	72,143	0.0	▲160,786,931	▲100.0
	01 基金積立金		160,859,074	1.9	72,143	0.0	▲160,786,931	▲100.0
		01 介護給付費準備基金積立金	160,859,074	1.9	72,143	0.0	▲160,786,931	▲100.0
06 諸支出金			139,949,373	1.7	196,267,446	2.4	56,318,073	40.2
	01 償還金及び還付加算金		139,738,565	1.7	196,009,831	2.4	56,271,266	40.3
		01 第1号被保険者保険料還付金	1,718,000	0.0	2,263,500	0.0	545,500	31.8
		02 過年度支出金	138,005,765	1.7	193,728,331	2.4	55,722,566	40.4
		03 第1号被保険者保険料還付加算金	14,800	0.0	18,000	0.0	3,200	21.6
	02 介護サービス等諸費		210,808	0.0	257,615	0.0	46,807	22.2
		01 利用者負担額軽減支援費	210,808	0.0	257,615	0.0	46,807	22.2
07 予備費			0	0.0	0	0.0	0	
	01 予備費		0	0.0	0	0.0	0	
		01 予備費	0	0.0	0	0.0	0	
【歳出合計】			8,333,284,979	100.0	8,345,940,962	100.0	12,655,983	0.2

資料１－２

令和元年度

介護保険事業特別会計
決算（見込み）の概要

○ 介護保険事業特別会計

(1) 歳　入

（単位：円）

区　　分	決　　算　　額				
	平成30年度	令和元年度	増　減　額	増減率%	構成比%
1 保　険　料	1,865,683,865	1,853,571,635	△ 12,112,230	△ 0.6	21.8
2 分担金及び負担金	1,541,000	1,897,000	356,000	23.1	0.0
3 使用料及び手数料	221,500	220,400	△ 1,100	△ 0.5	0.0
4 国庫支出金	1,943,047,330	1,910,803,426	△ 32,243,904	△ 1.7	22.4
5 支払基金交付金	2,083,988,062	2,098,177,000	14,188,938	0.7	24.7
6 県　支　出　金	1,241,801,821	1,191,868,738	△ 49,933,083	△ 4.0	14.0
7 財　産　収　入	51,074	72,143	21,069	41.3	0.0
8 繰　入　金	1,159,311,938	1,199,808,969	40,497,031	3.5	14.1
9 繰　越　金	293,478,460	258,186,349	△ 35,292,111	△ 12.0	3.0
10 諸　収　入	2,346,278	876,917	△ 1,469,361	△ 62.6	0.0
歳入合計	8,591,471,328	8,515,482,577	△ 75,988,751	△ 0.9	100.0

歳入全体としては、保険給付費の関係財源の概算交付や繰越金の減少等により、平成30年度と比較して0.9%（7,598万9千円）の減となっています。
主な款別の内容は以下のとおりです。

◆保険料
所得段階が第1段階から第3段階の低所得者に対する保険料の軽減が強化されたことにより、0.6%（1,211万2千円）の減となっています。

◆国庫支出金
国庫負担金については、介護給付費負担金の概算交付額が2,933万1千円の減となり、国庫補助金についても、地域支援事業交付金の概算交付額は増加しましたが、調整交付金が1,039万9千円の減となったため291万3千円の減となり、合わせて全体で1.7%（3,224万4千円）の減となっています。

◆支払基金交付金
介護給付費及び地域支援事業費の増加に伴い、介護給付費交付金は892万8千円、地域支援事業支援交付金は526万1千円それぞれ増となり、合わせて0.7%（1,418万9千円）の増となっています。

◆県支出金
県補助金については、地域支援事業交付金の概算交付額が293万3千円の増となりましたが、県負担金については、介護給付費負担金の概算交付額が5,286万7千円の減となり、合わせて全体で4.0%（4,993万3千円）の減となっています。

◆繰入金
介護給付費の増加に伴う介護給付費繰入金1,329万6千円の増や、低所得者に対する保険料軽減強化に係る軽減分の補填である低所得者保険料軽減繰入金の3,289万3千円の増などにより、3.5%（4,049万7千円）の増となっています。

◆諸収入
交通事故の損害賠償の求償に伴う第三者納付金が皆減となったため、62.6%（146万9千円）の減となっています。

(2) 歳　出

（単位：円）

区　　分	決　　算　　額				
	平成30年度	令和元年度	増　減　額	増減率%	構成比%
1 総　　務　　費	155,846,417	152,383,843	△ 3,462,574	△ 2.2	1.8
2 保険給付費	7,534,250,698	7,638,803,838	104,553,140	1.4	91.5
3 財政安定化基金拠出金	0	0	0	0.0	0.0
4 地域支援事業費	342,379,417	358,413,692	16,034,275	4.7	4.3
5 基金積立金	160,859,074	72,143	△ 160,786,931	△ 100.0	0.0
6 諸　支　出　金	139,949,373	196,267,446	56,318,073	40.2	2.4
7 予　　備　　費	0	0	0	0.0	0.0
歳出合計	8,333,284,979	8,345,940,962	12,655,983	0.2	100.0

歳出全体としては、総務費及び基金積立金は減少しましたが、保険給付費、地域支援事業費及び諸支出金の増加により、平成30年度と比較して0.2%（1,265万6千円）の増となっています。

主な款別の内容は以下のとおりです。

◆保険給付費

消費税増税に伴う令和元年10月からの介護報酬改定や受給者数の増加等により、介護サービス等諸費は6,113万2千円、介護予防サービス等諸費は675万9千円、審査支払手数料は2万1千円、高額介護サービス等費は963万8千円、高額医療合算介護サービス等費は1,125万4千円、特定入所者介護サービス等費は1,574万9千円それぞれ増となっており、保険給付費全体で1.4%（1億455万3千円）の増となっています。

◆地域支援事業費

介護予防・日常生活支援総合事業の利用の増加に伴い、全体で4.7%（1,603万4千円）の増となっています。

◆基金積立金

利子のみの積み立てを行ったため、100.0%（1億6,078万7千円）の減となっています。

◆諸支出金

平成30年度に交付を受けた国県支出金及び支払基金交付金について、実績額の確定により国庫支出金返還金は1,436万2千円の減となりましたが、県支出金返還金が6,484万3千円、支払基金交付金返還金が524万2千円それぞれ増となったことにより、40.2%（5,631万8千円）の増となっています。

(3)積立基金

（単位：千円）

基　　金	平成30年度末現在高	決　算　年　度　中		令和元年度末現在高
		積　立　額	取　崩　額	
介護保険事業給付準備基金	957,539	72	0	957,611

予算科目	1-6-1-1　介護人材確保育成事業			
総合計画	戦　略	定住人口増戦略	基本方針	健やかな暮らしを支える医療福祉の充実
	施　策	地域で支える高齢者福祉		

（単位：円）

予算現額　①	決算額（支出済額）②	翌年度繰越額③	不用額①-②-③	執行率②/①
2,575,000	752,000	0	1,823,000	29.20%

特定財源合計	（特定財源内訳）			
752,000	事務費繰入金	752,000		

主要な施策（事務事業）の実績等の概要

市内の介護事業所の介護職員の離職防止、定着促進を図るため、市内事業所に勤務する介護職員が受講する介護職員初任者研修・介護職員実務者研修・介護職員喀痰吸引等研修の費用、及び介護福祉士資格取得に係る費用の一部に対し補助金を交付しました。

1　決算額の内訳

介護職員人材育成事業補助金	752,000 円
①介護職員初任者研修受講費助成事業	100,000 円
②介護職員実務者研修受講費助成事業	263,000 円
③介護職員喀痰吸引等研修受講費助成事業	299,000 円
④介護福祉士資格取得費助成事業	90,000 円

2　補助金実績

対象事業	事業所数	受講人数	①受講費用等	②県補助等による補填額	③補助対象経費（①－②）	④補助割合 ※注	⑤交付額（決算額）③×④
介護職員初任者研修受講費助成事業	4	5	421,668 円	218,000 円	203,668 円	1/2	100,000 円
介護職員実務者研修受講費助成事業	8	11	1,069,576 円	538,000 円	531,576 円	1/2	263,000 円
介護職員喀痰吸引等研修受講費助成事業	8	18	610,420 円	0 円	610,420 円	1/2	299,000 円
介護福祉士資格取得費助成事業	5	9	110,880 円	0 円	110,880 円	10/10	90,000 円
計（事業所、受講人数の重複除外後）	25（15）	43（37）	2,212,544 円	756,000 円	1,456,544 円		752,000 円

※注…補助限度額あり

前年度との決算比較・成果等

（単位：円）

R1決算額	H30決算額	比　較
752,000	883,000	△ 131,000

【主な増減理由・成果等】

「介護職員初任者研修受講費助成事業」以外は申請件数が減少したため、平成30年度比131千円の減となっています。

予算科目	1-5-1-2　燕市次世代を担うキャリアテン表彰事業 （介護保険特会）（介護職員表彰事業）			
総合計画	戦　略	1. 定住人口増戦略	基本方針	（3）健やかな暮らしを支える医療福祉の充実
	施　策	②地域で支える高齢者福祉		

（単位：円）

予算現額　①	決算額（支出済額）②	翌年度繰越額③	不用額①-②-③	執行率②/①
237,000	193,944	0	43,056	81.83%

特定財源合計	（特定財源内訳）			
193,944	事務費繰入金	193,944		

主要な施策（事務事業）の実績等の概要

介護人材の確保・定着が重要な課題になっている。介護の仕事は厳しい反面、やりがいと魅力があることを、広く市民に発信し、職員が自信と意欲を持って働き続けていただけるよう勤続10年以上職員を対象とした表彰を実施しました。

1. 決算額

介護人材確保育成事業費　193,944円

≪内訳≫

報償費（表彰記念品（証書ホルダー）代）　175,560円

需用費（賞状用紙・ポスター用模造紙代）　18,384円

2. 実績

【キャリアテン表彰（サービス従事者10年勤続表彰）】

日　時	令和元年11月11日（月）14時～15時
会　場	燕市役所　つばめホール
内　容	燕・弥彦定住自立圏内の介護サービス事業所に継続して勤務する介護職員等の社会貢献の志に感謝し、引き続き自信と意欲をもって働き続けていただけるよう、勤続10年以上職員を対象とした表彰を行いました。
表彰対象要件	常勤従事者として介護サービス利用者に直接携わる介護関係業務に通算10年以上従事し、事業所から推薦のあった者
表彰者	表彰対象者210人　当日参加者55人

【介護・福祉学びの収穫祭11／10～11／15】

キャリアテン表彰に合わせ、介護職場のイメージアップとして各職場紹介のポスター掲示や、介護職員への感謝・応援メッセージ募集と展示、介護・福祉の各種講座の開催を行いました。

前年度との決算比較・成果等

（単位：円）

R1決算額	H30決算額	比　較
193,944	131,002	62,942

【主な増減理由・成果等】

つばめホールを会場に実施し、広く市民の方から介護に関心をもってもらうきっかけとすることができました。
なお、表彰対象者が増えたことにより平成30年度比62千円の増となっています。

予算科目	4-3-1-3　認知症初期集中支援事業（介護保険特会）（認知症総合支援事業費）			
総合計画	戦　略	1．定住人口増戦略	基本方針	（3）健やかな暮らしを支える医療福祉の充実
	施　策	②地域で支える高齢者福祉		

（単位：円）

予算現額　①	決算額（支出済額）②	翌年度繰越額③	不用額①-②-③	執行率②/①
1,368,000	997,921	0	370,079	72.95%

特定財源合計	（特定財源内訳）			
768,397	地域支援事業交付金（国）	384,199	地域支援事業繰入金	192,099
	地域支援事業交付金（県）	192,099		

※上記の事業費は、認知症初期集中支援事業に係る費用の合計であるので、認知症総合支援事業の決算額とは一致しません。

主要な施策（事務事業）の実績等の概要

認知症サポート医を含む複数の専門職（包括チーム員・在宅チーム員）が、認知症の人や認知症が疑われる人及びその家族を訪問し、認知症状・生活状況等の確認を行った上で、家族支援や支援体制構築などの初期の支援をおおむね6カ月間実施します。燕市は弥彦村と合同で実施しています。燕市は4つの地域包括支援センターにチームを設置しています。令和元年度は、チーム員医師（認知症サポート医）を1人から2人に増員してチームの活動を行いました。

1　決算額　（単位：円）

認知症初期集中支援会議謝金	931,500	印刷製本費	47,088
消耗品費	10,333	通信運搬費	9,000

2　実績

医師とチーム員が、それぞれの専門性を発揮し、受診を拒否していた事例を医療につなぐことができました。
医師の助言が得られること、チーム員会議で多職種の意見で方針を決定できることがよい結果につながりました。

支援ケース数	訪問延べ件数	会議開催回数	会議参加延べ人数
7件	77件	18回	69人

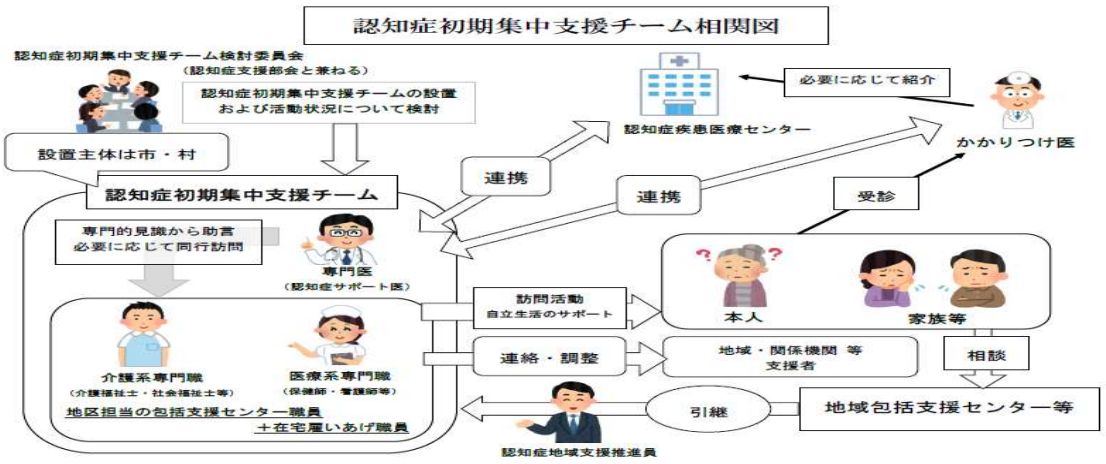

前年度との決算比較・成果等

（単位：円）

R1決算額	H30決算額	比　較
997,921	599,942	397,979

【主な増減理由・成果等】

令和元年度より、チーム員医師（認知症サポート医）を2人に増員し、初期段階における集中的な支援に取り組みました。
チーム員医師を増員したことで、訪問回数や支援会議回数が増え、よりきめ細やかな支援体制を整えることができ、支援ケースにおいて適切な医療と介護サービスに繋げることができました。

資料２－１

第７期介護保険事業計画の進捗状況について

燕　市

令和２年８月18日（火）

1. 高齢者人口等の推移

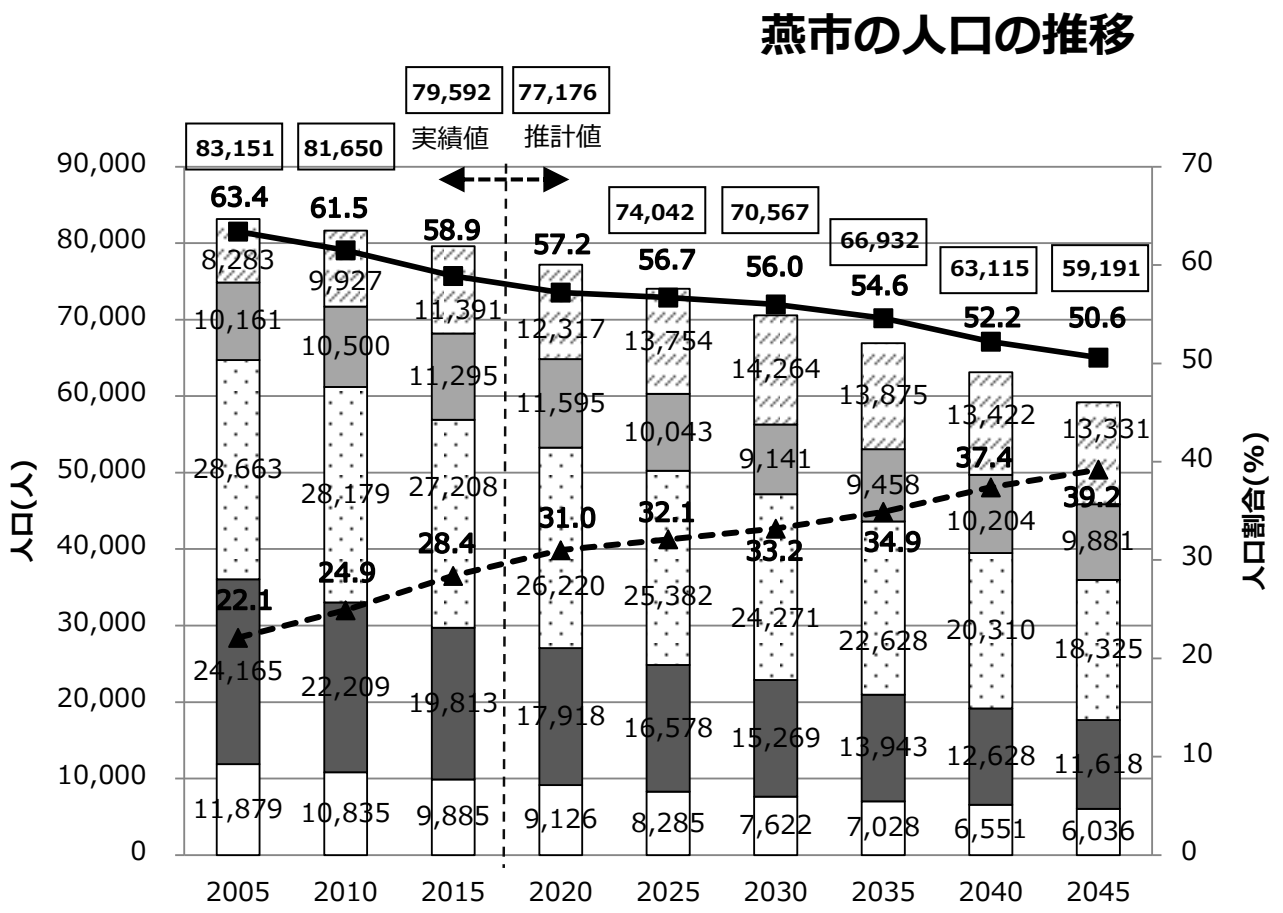

燕市の高齢化率の降順		
（2015年10月時点）		
新潟県内	26番目	30保険者
全国	1,008番目	1,565保険者
（2025年の推計値）		
新潟県内	27番目	30保険者
全国	1,057番目	1,512保険者
（2040年の推計値）		
新潟県内	25番目	30保険者
全国	1,065番目	1,512保険者

（出典）2005年～2015年まで：総務省「国勢調査」

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

※2040 年の推計では高齢化率は 37.4%に達し、生産年齢人口が 52.2%まで減少します。

2. 認定率の推移-1

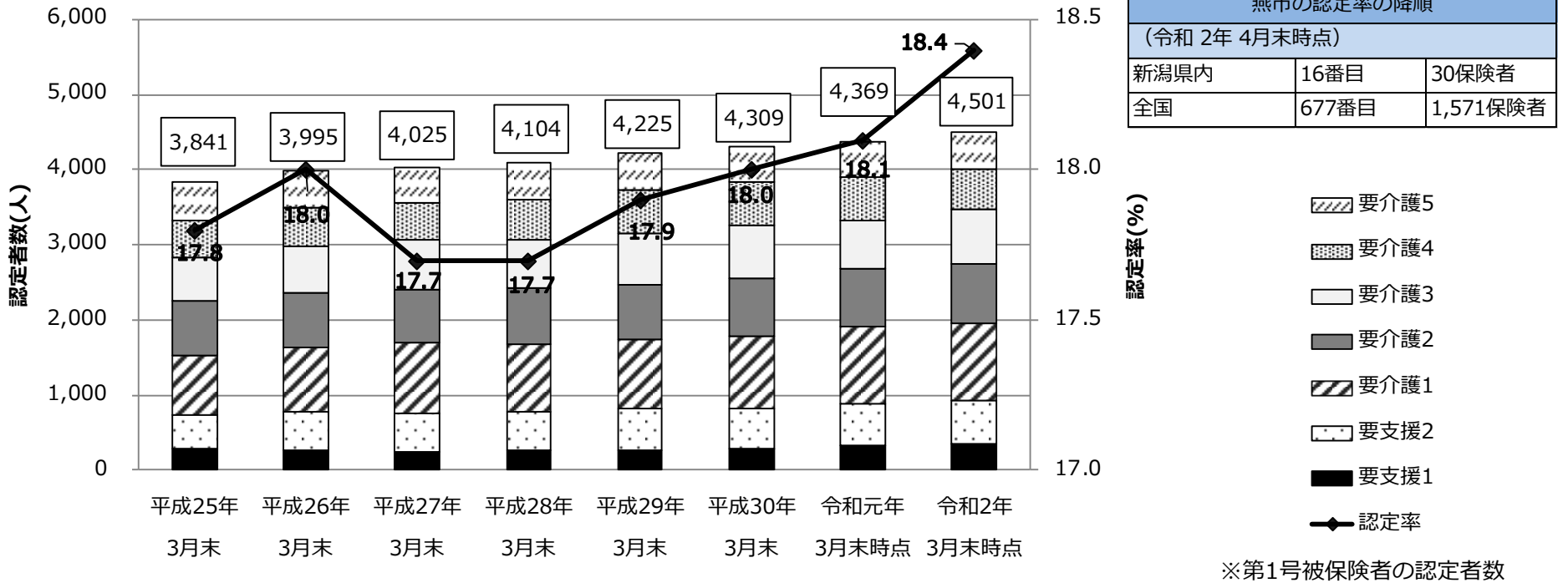

燕市の認定率の降順		
（令和 2年 4月末時点）		
新潟県内	16番目	30保険者
全国	677番目	1,571保険者

※第1号被保険者の認定者数

（出典）平成24年度から平成29年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成30年度から令和元年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、令和2年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

※認定率はゆるやかではありますが、上昇しています。

2-1. 認定率の推移-2

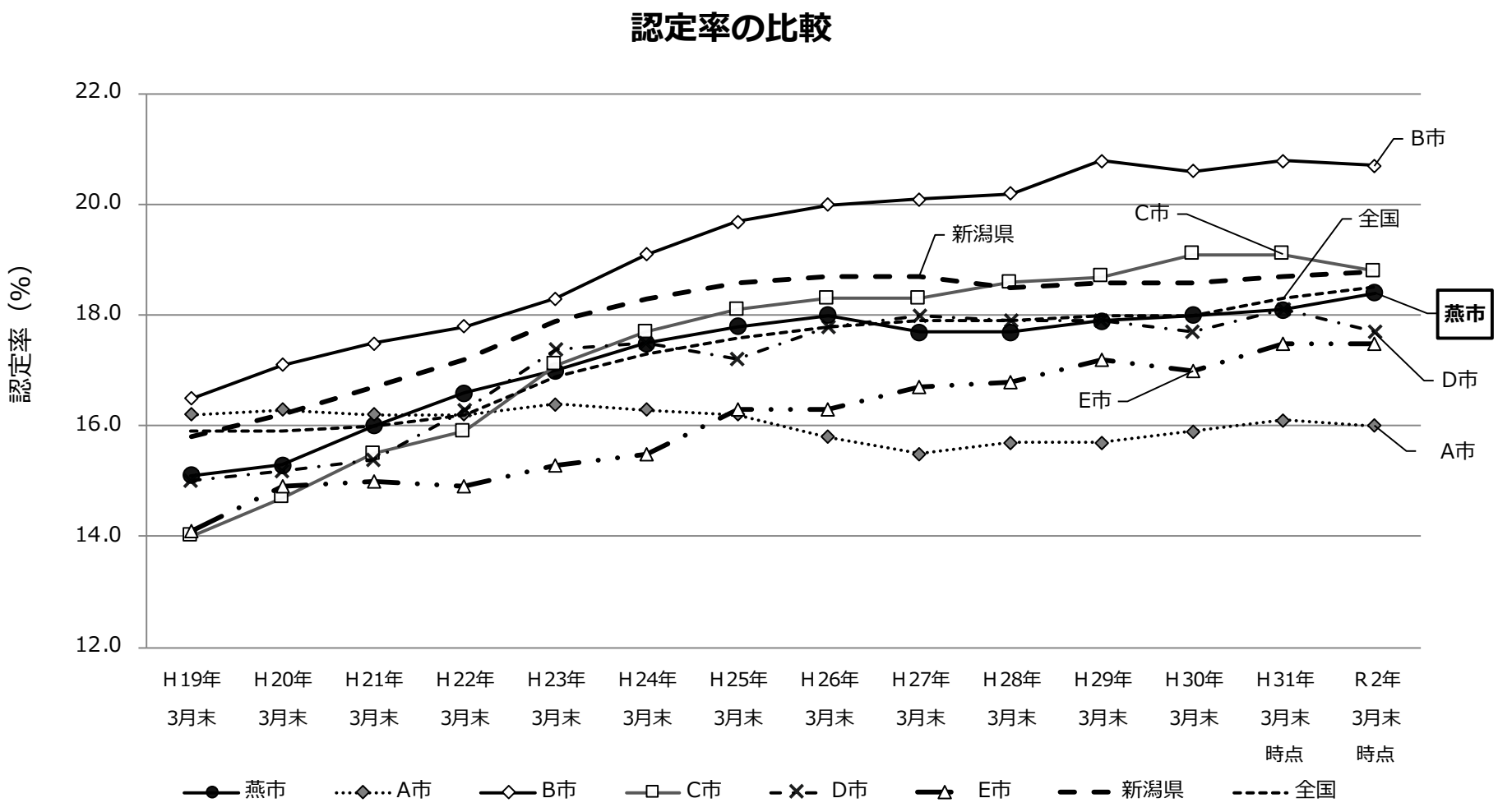

（注目する地域）燕市

（出典）厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（平成30,令和元,2年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

※燕市の認定率は新潟県よりわずかに少なく、全国と同じくらいになっています。

3. 認定者、サービス受給者の伸び率

10年前と現在の対象者、認定者及び介護サービス受給者数の比較

①第1号（65歳以上）被保険者　　単位（人）

	平成22年	令和2年	伸び率
全国	28,945,267	35,577,741	22.9%
新潟県	620,127	718,707	15.9%
燕市	20,632	24,392	18.2%

②認定者数　　単位（人）

	平成22年	令和2年	伸び率
全国	4,870,217	6,693,080	37.4%
新潟県	109,877	137,435	25.1%
燕市	3,526	4,593	30.3%

③介護サービス受給者数　　単位（人）

		平成22年	令和2年	伸び率
全国	居宅サービス受給者数	2,888,699	3,854,470	33.4%
	施設サービス受給者数	835,109	952,779	14.1%
	地域密着型サービス受給者	247,733	879,575	255.0%
	合計	**3,971,541**	**5,686,824**	**43.2%**
新潟県	居宅サービス受給者数	63,900	76,247	19.3%
	施設サービス受給者数	23,352	26,538	13.6%
	地域密着型サービス受給者	5,476	16,079	193.6%
	合計	**92,728**	**118,864**	**28.2%**
燕市	居宅サービス受給者数	1,899	2,348	23.6%
	施設サービス受給者数	773	916	18.5%
	地域密着型サービス受給者	173	648	274.6%
	合計	**2,845**	**3,912**	**37.5%**

※介護事業状況報告月報（平成22年4月及び令和2年4月）より集計

※認定者及び介護サービス受給者数は、10 年間で 3 割以上の増加となっています。

4. 介護給付費の推移

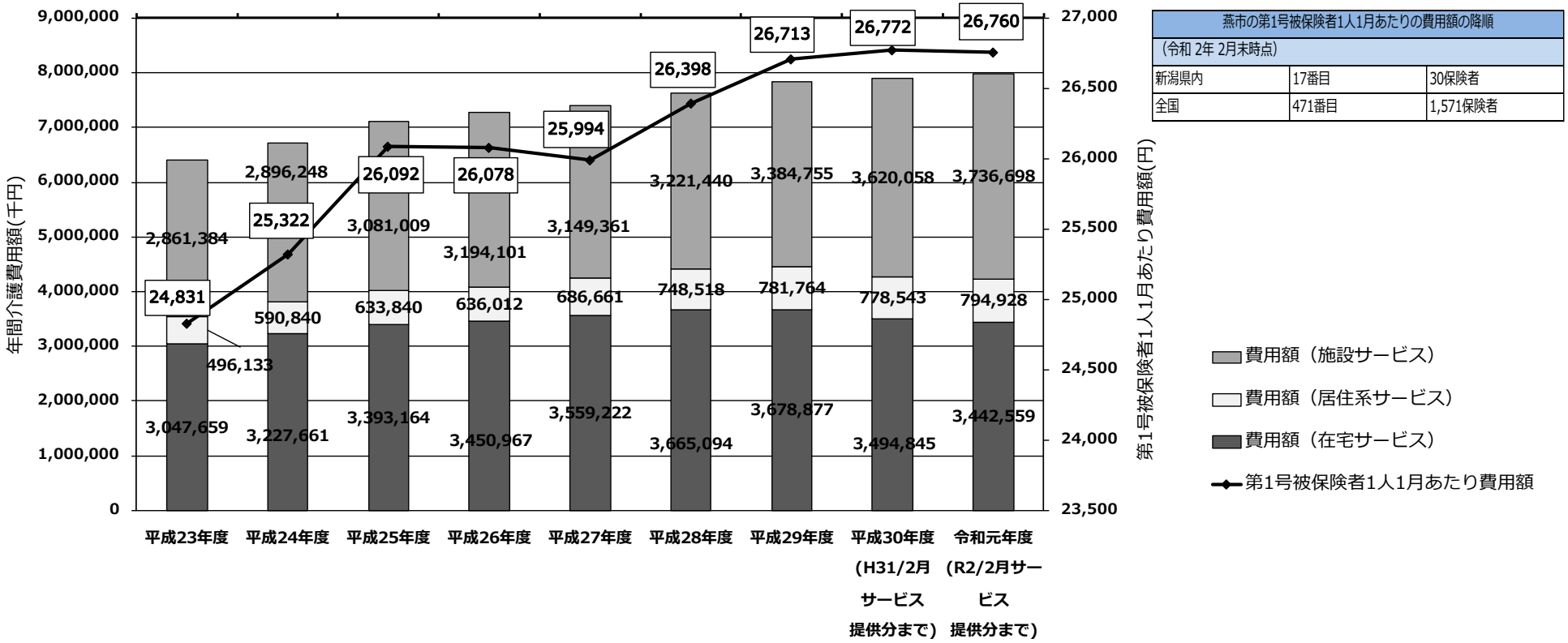

燕市の第1号被保険者1人1月あたりの費用額の降順（令和 2年 2月末時点）		
新潟県内	17番目	30保険者
全国	471番目	1,571保険者

（出典）【費用額】平成23年度から平成29年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、平成30年度から令和元年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計（※補足給付は費用額に含まれていない）
【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報）」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出　※令和2年7月時点

※平成 30 年以降（第 7 期）の介護費用額は、それ以前と比較して増加傾向が緩やかになっています。

5. 介護サービス別給付費の比較（計画と実績）

1）介護給付

①居宅サービス

＜平成 30 年度＞

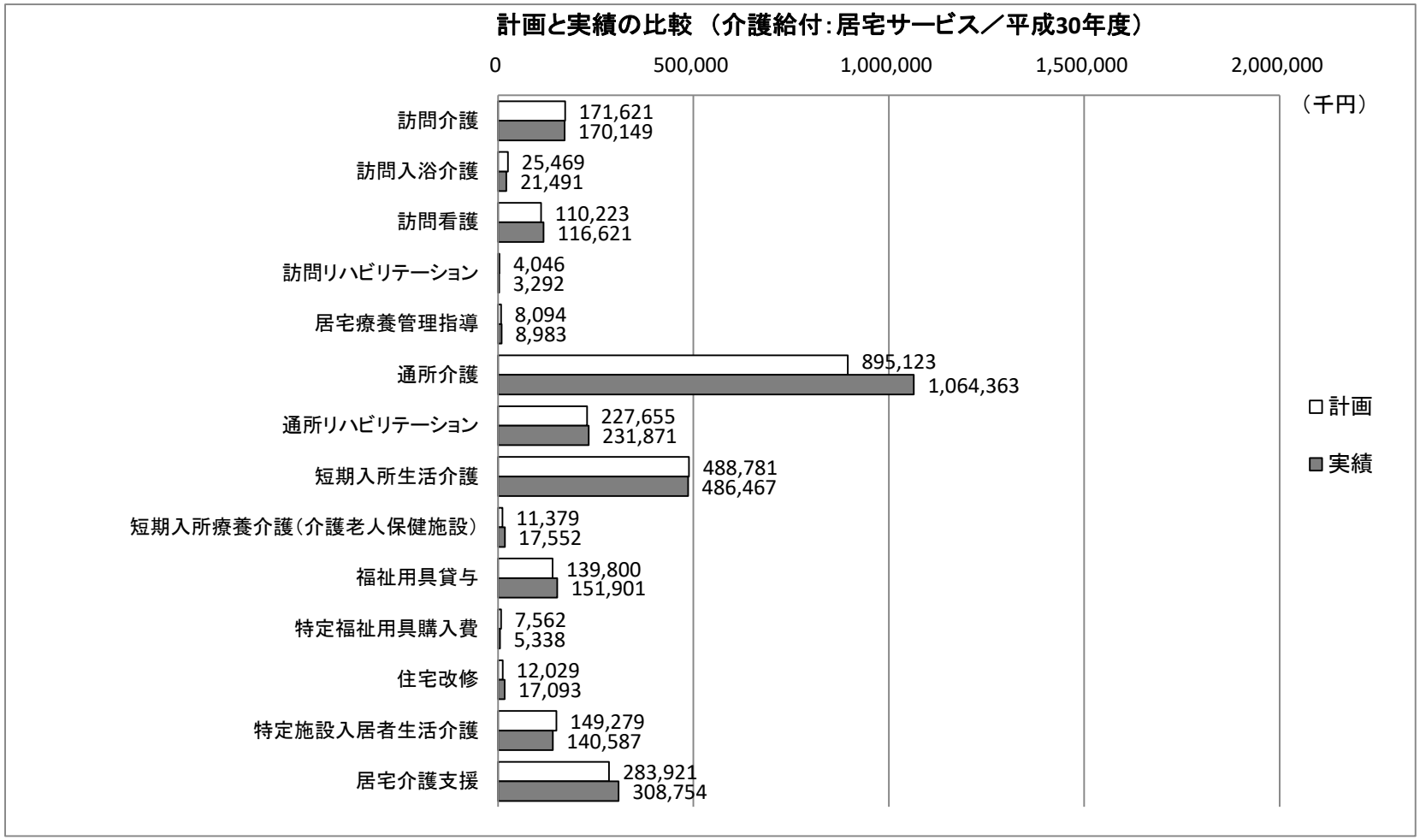

＜令和元年度＞

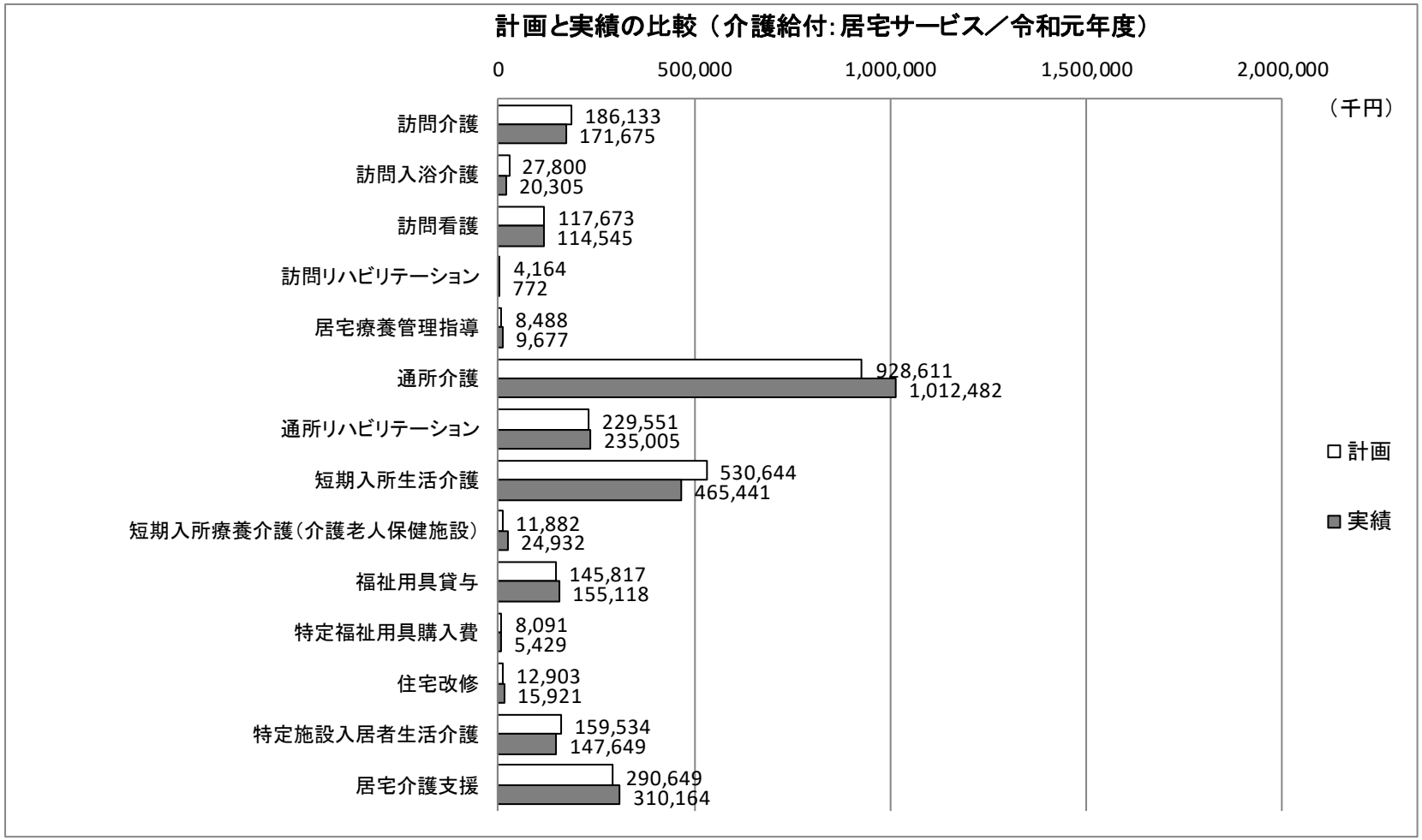
計画と実績の比較（介護給付:居宅サービス／令和元年度）
0
500,000
1,000,000
1,500,000
2,000,000
（千円）
訪問介護
186,133
171,675
訪問入浴介護
27,800
20,305
訪問看護
117,673
114,545
訪問リハビリテーション
4,164
772
居宅療養管理指導
8,488
9,677
通所介護
928,611
1,012,482
通所リハビリテーション
229,551
235,005
短期入所生活介護
530,644
465,441
短期入所療養介護（介護老人保健施設）
11,882
24,932
福祉用具貸与
145,817
155,118
特定福祉用具購入費
8,091
5,429
住宅改修
12,903
15,921
特定施設入居者生活介護
159,534
147,649
居宅介護支援
290,649
310,164
計画
実績

②地域密着型サービス

＜平成 30 年度＞

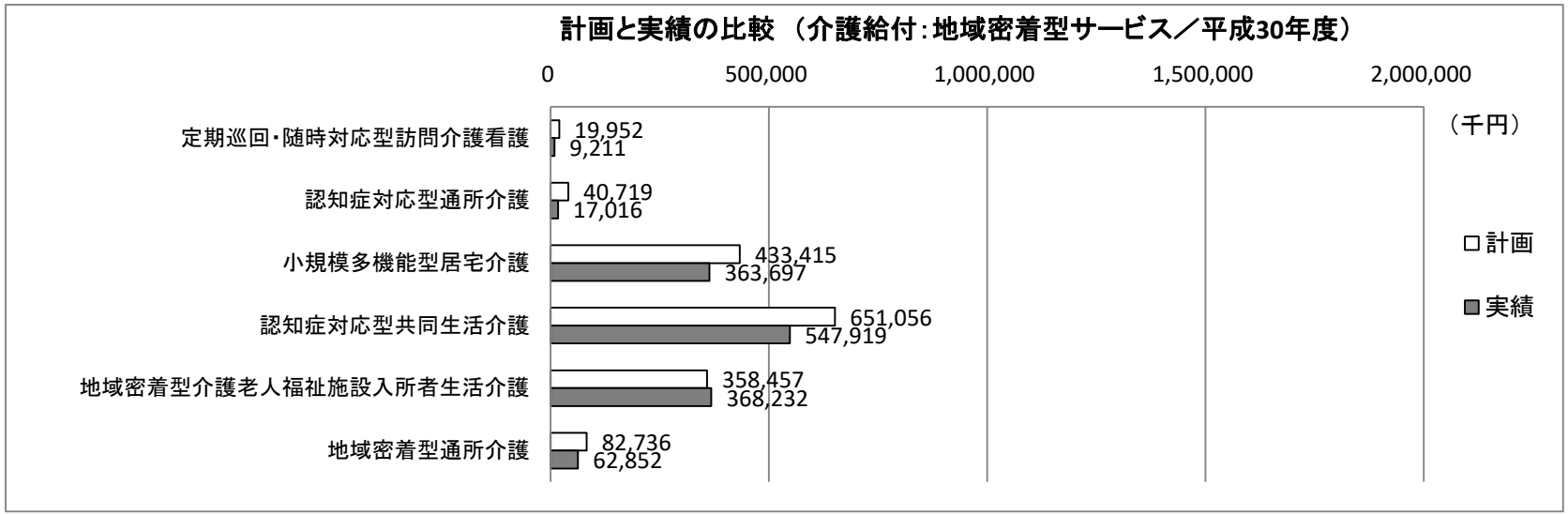

＜令和元年度＞

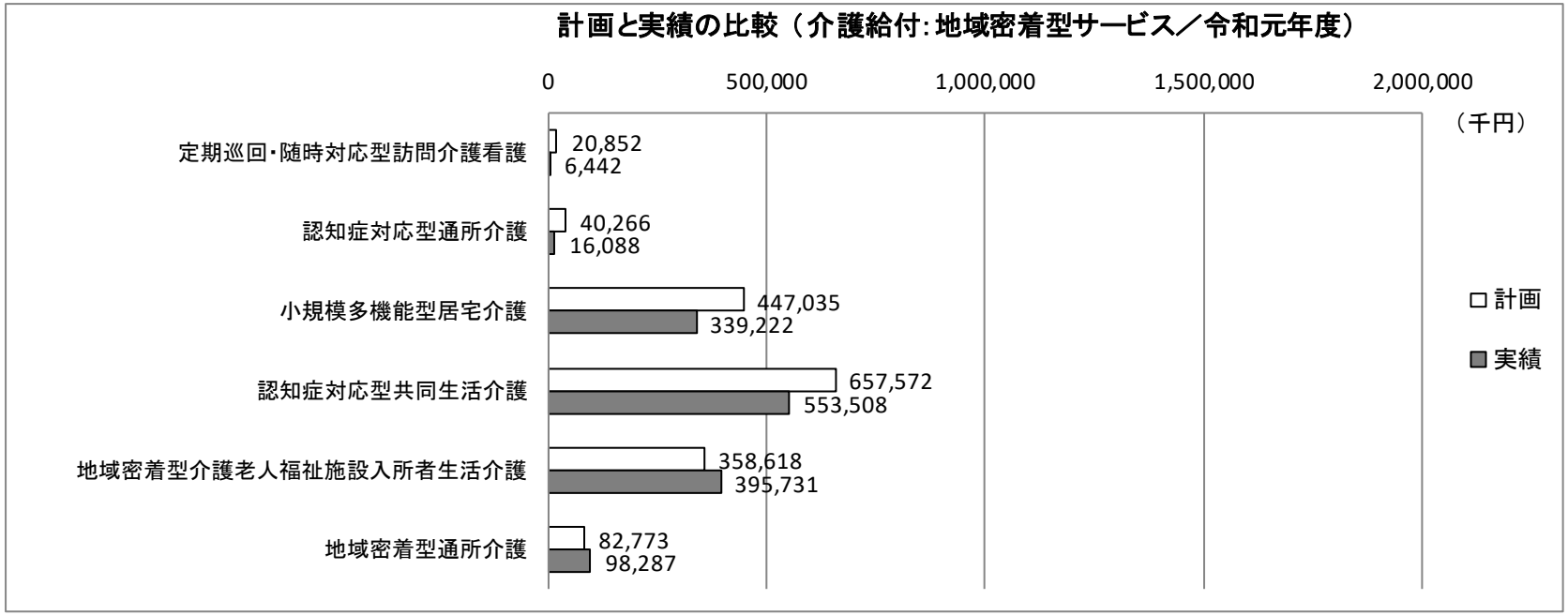

③介護保険施設サービス

＜平成 30 年度＞

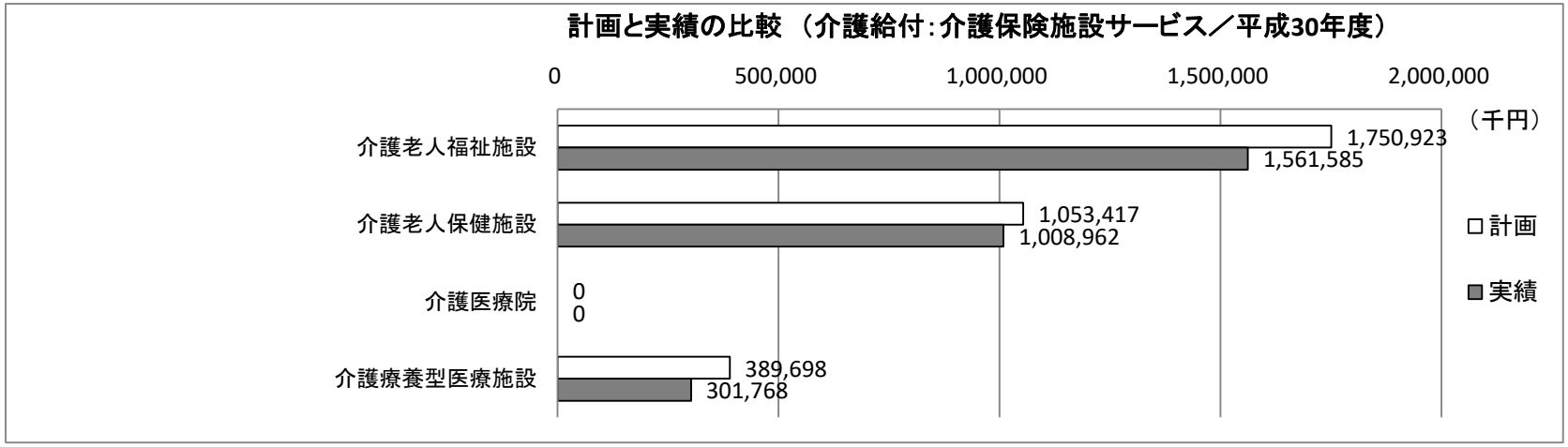

＜令和元年度＞

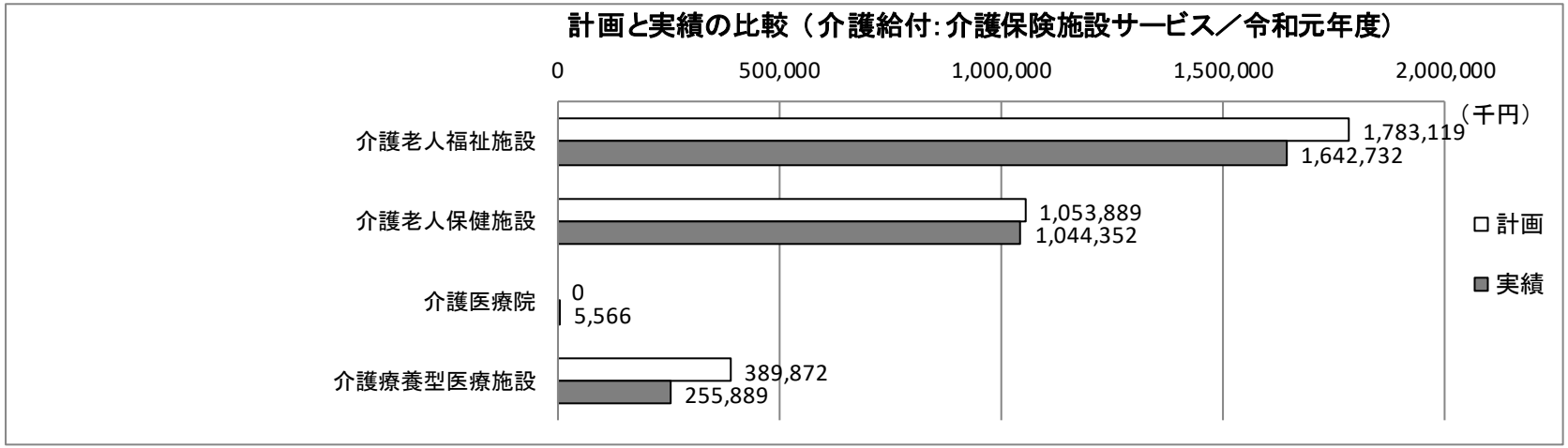

④介護給付　サービス計

＜平成 30 年度＞

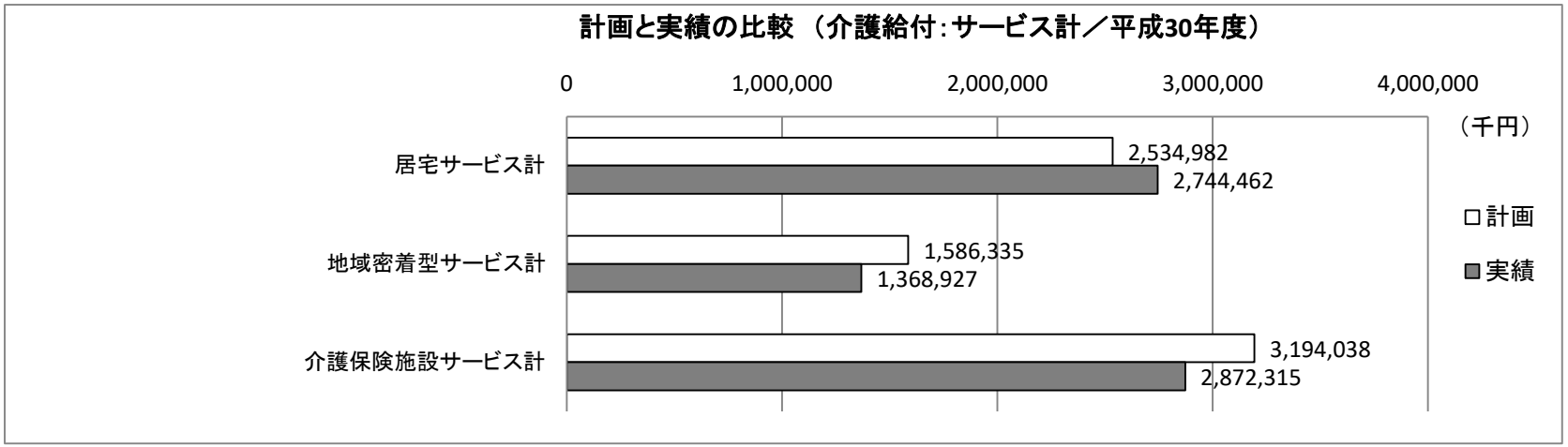

＜令和元年度＞

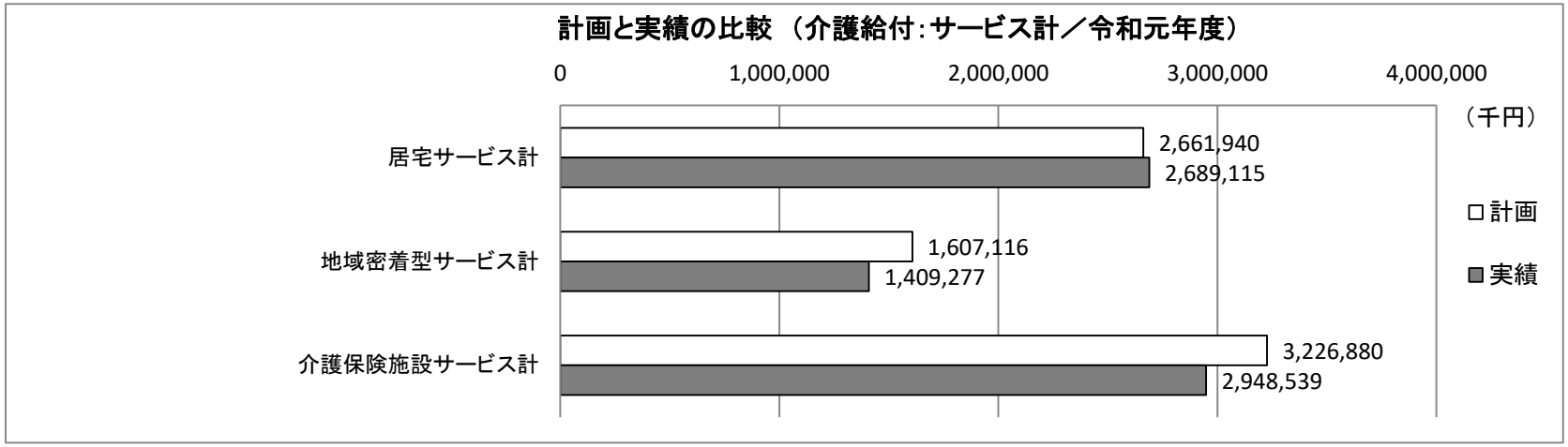

2）予防給付

①介護予防サービス

＜平成 30 年度＞

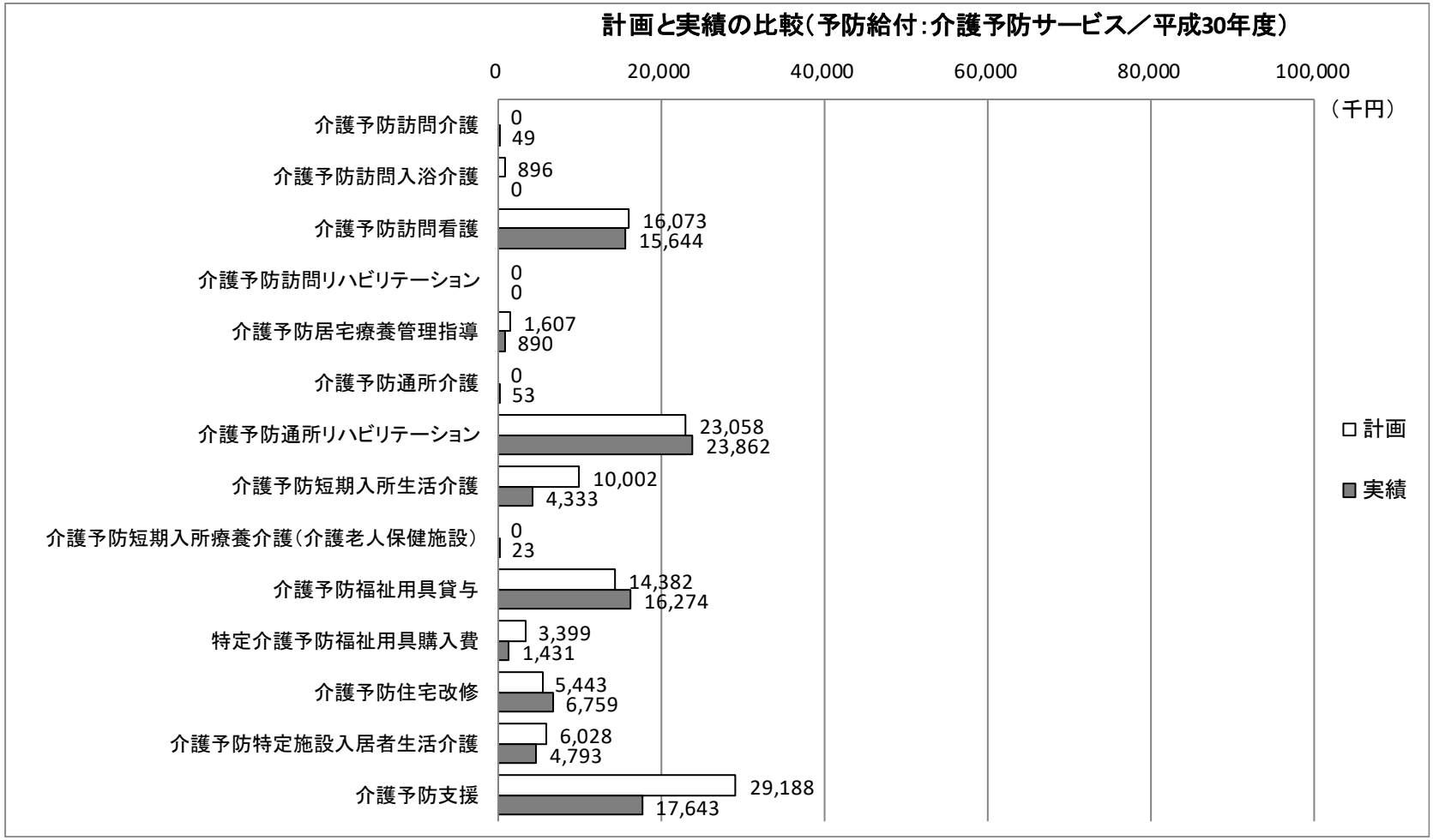

＜令和元年度＞

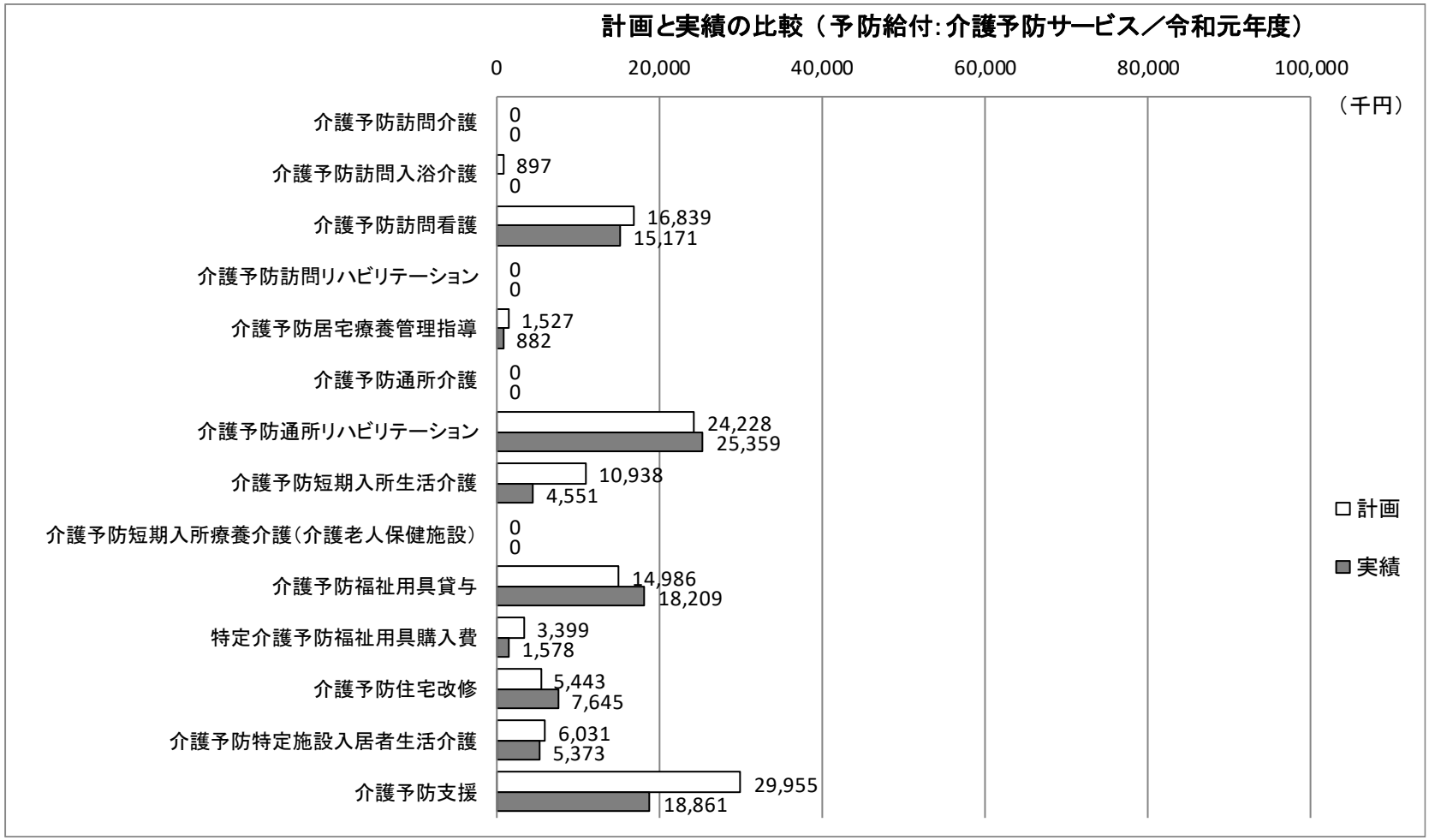
計画と実績の比較（予防給付:介護予防サービス／令和元年度）
0
20,000
40,000
60,000
80,000
100,000
（千円）
介護予防訪問介護
0
0
介護予防訪問入浴介護
897
0
介護予防訪問看護
16,839
15,171
介護予防訪問リハビリテーション
0
0
介護予防居宅療養管理指導
1,527
882
介護予防通所介護
0
0
介護予防通所リハビリテーション
24,228
25,359
介護予防短期入所生活介護
10,938
4,551
介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
0
0
介護予防福祉用具貸与
14,986
18,209
特定介護予防福祉用具購入費
3,399
1,578
介護予防住宅改修
5,443
7,645
介護予防特定施設入居者生活介護
6,031
5,373
介護予防支援
29,955
18,861
計画
実績

②地域密着型介護予防サービス

＜平成 30 年度＞

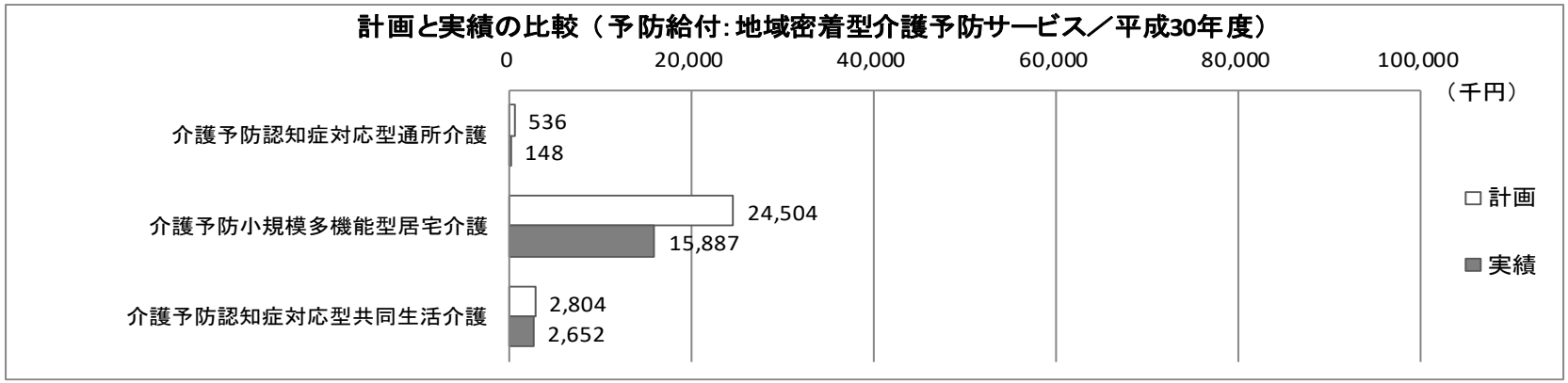

＜令和元年度＞

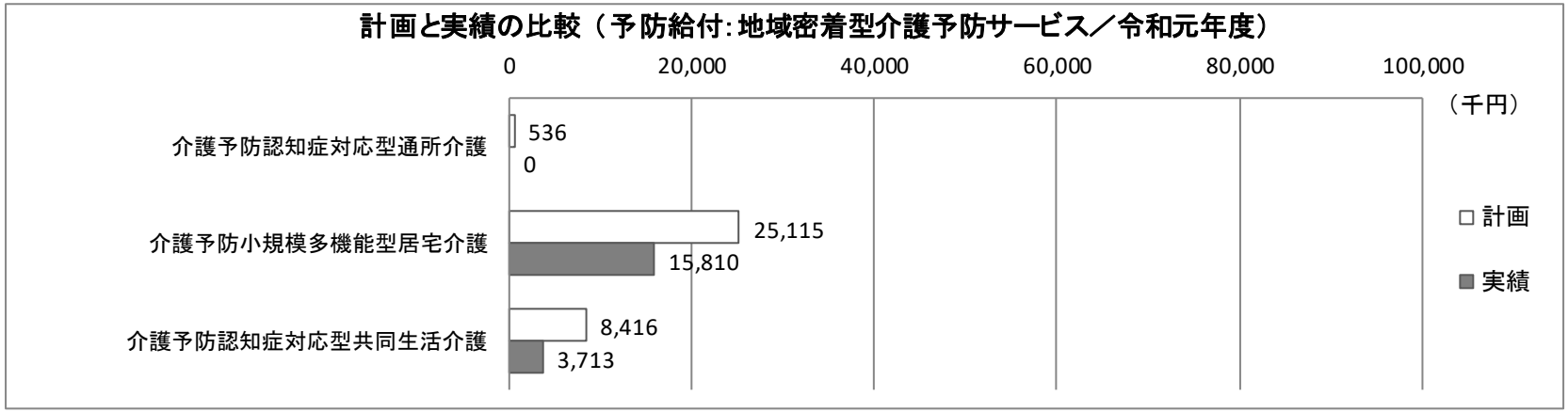

③介護予防　サービス計

＜平成 30 年度＞

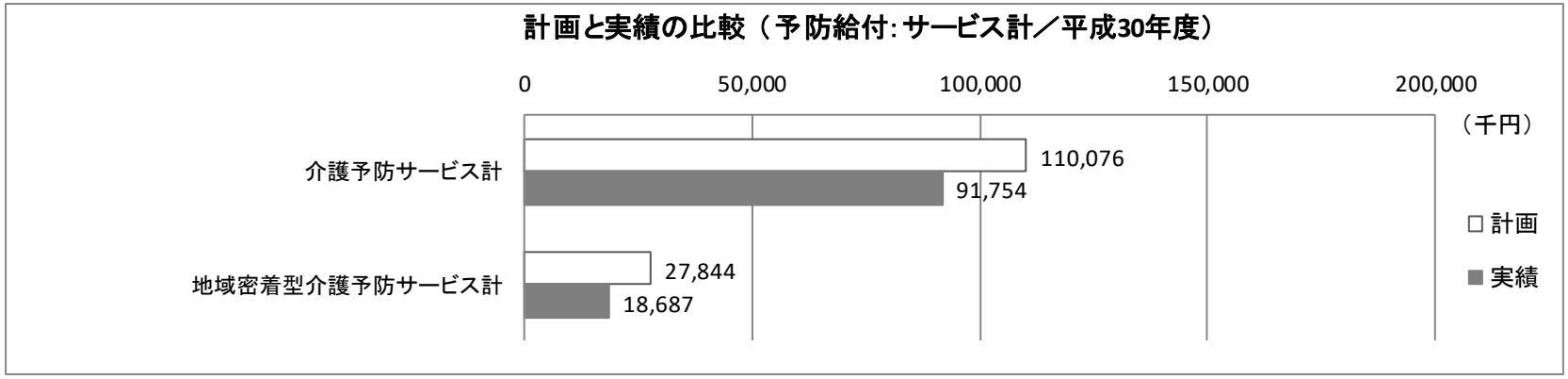

＜令和元年度＞

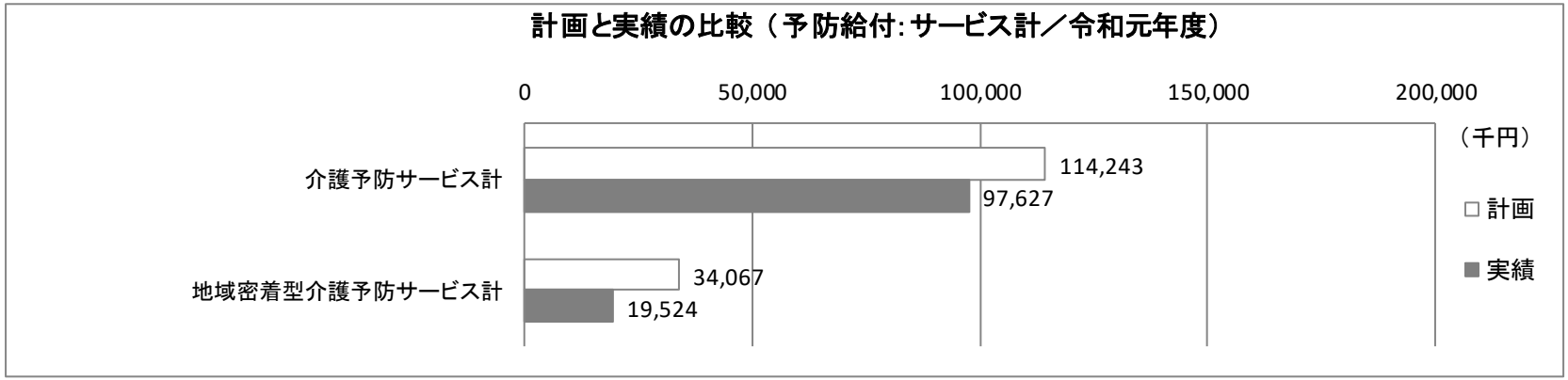

3）給付費計

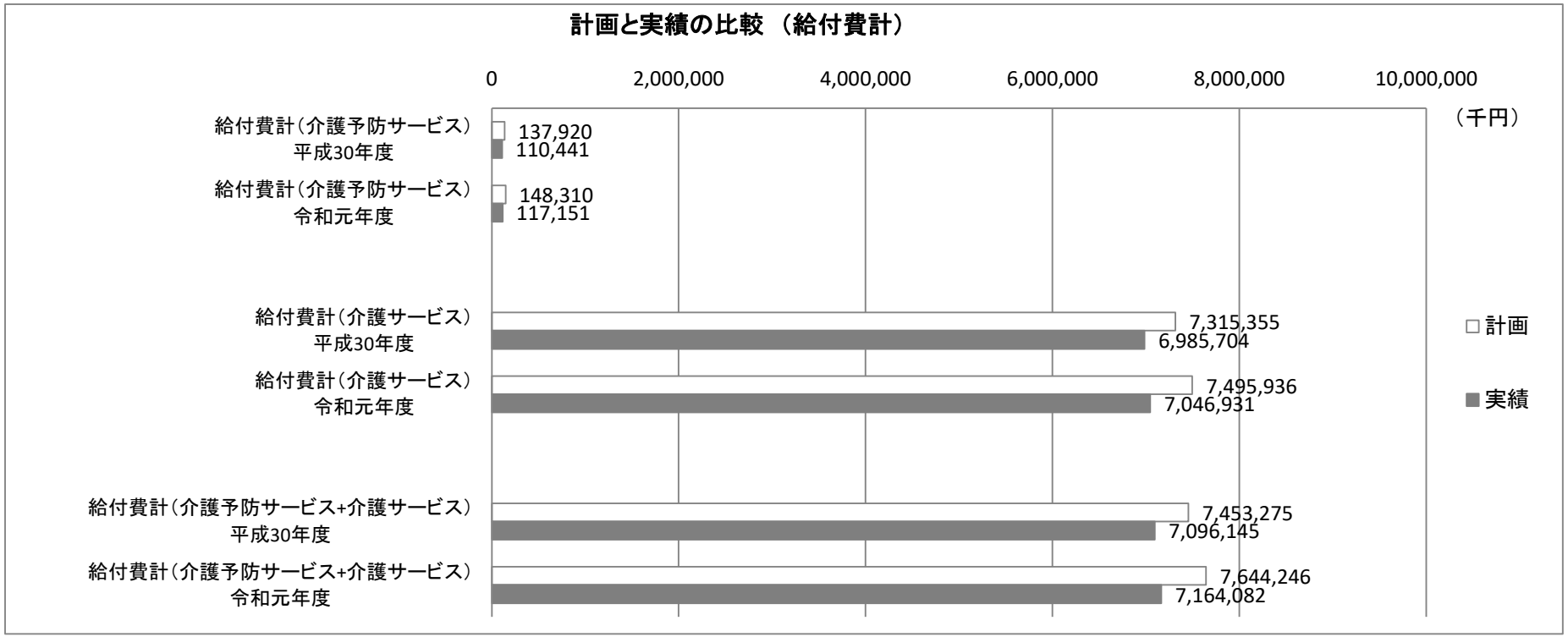
計画と実績の比較 （給付費計）
0
2,000,000
4,000,000
6,000,000
8,000,000
10,000,000
（千円）
給付費計（介護予防サービス）
平成30年度
137,920
110,441
給付費計（介護予防サービス）
令和元年度
148,310
117,151
給付費計（介護サービス）
平成30年度
7,315,355
6,985,704
給付費計（介護サービス）
令和元年度
7,495,936
7,046,931
給付費計（介護予防サービス+介護サービス）
平成30年度
7,453,275
7,096,145
給付費計（介護予防サービス+介護サービス）
令和元年度
7,644,246
7,164,082
計画
実績

6. 要介護度別にみた受給者数の割合及び費用額

1) 要介護度別にみた受給者数について【燕市】

1号被保険者数	24,414人
前期高齢者	11,728人
後期高齢者	12,686人

認定者数（1号被保険者）	4,496人
前期高齢者	495人
後期高齢者	4,001人

1号被保険者に対する認定率

全体	18.4%
前期高齢者	4.2%
後期高齢者	31.5%

介護サービス受給者数合計　　3,961人

【介護サービス受給者数（3分類）】　　（単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
居宅	122	253	785	564	340	202	112	2,378
地域	6	13	187	148	171	93	50	668
施設	0	0	40	80	224	252	319	915

【介護サービス受給者数の割合】

	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
居宅	3.1%	6.4%	19.8%	14.2%	8.6%	5.1%	2.8%	60.0%
地域	0.2%	0.3%	4.7%	3.7%	4.3%	2.3%	1.3%	16.9%
施設	0.0%	0.0%	1.0%	2.0%	5.7%	6.4%	8.1%	23.1%

※小数点以下第2位を四捨五入しています。

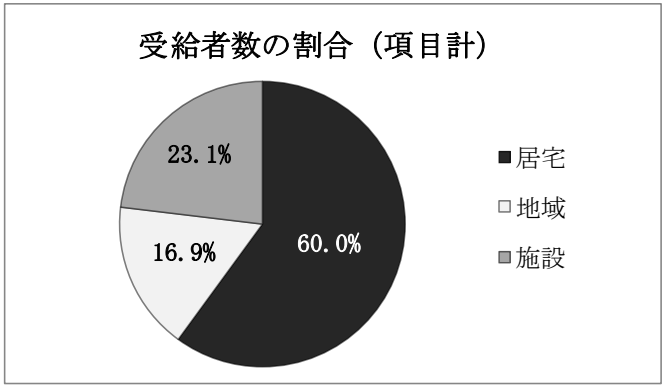

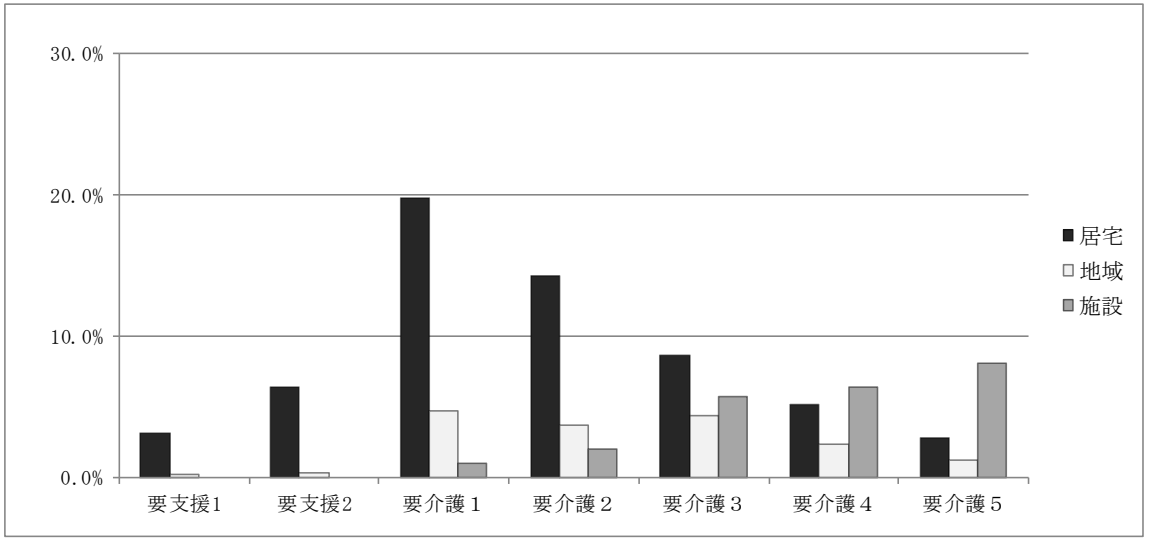

1) 出所：介護保険事業状況報告月報（令和2年5月分）
2) 認定率＝要介護（要支援）認定者数／第1号被保険者数
3) 受給者数の割合＝サービスごとの受給者数／受給者数の合計
4) 「居宅」…居宅（介護予防）サービス、「地域」…地域密着型（介護予防）サービス、「施設」…施設サービス

※被保険者に対する認定率は 75 歳以上の後期高齢者で 31.5%と高いものになっています。

2)要介護度別の給付費について【燕市】

給付費計　623,971千円

【給付費】　（単位：千円）

	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
居宅	2,128	5,797	61,843	61,746	51,180	35,713	23,829	242,236
地域	291	1,408	20,134	24,865	40,704	24,605	12,941	124,948
施設	0	0	8,377	20,528	58,268	70,811	98,803	256,787

【給付費の割合】

	要支援1	要支援2	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計
居宅	0.3%	0.9%	9.9%	9.9%	8.2%	5.7%	3.8%	38.8%
地域	0.0%	0.2%	3.2%	4.0%	6.5%	3.9%	2.1%	20.0%
施設	0.0%	0.0%	1.3%	3.3%	9.3%	11.3%	15.8%	41.2%

※小数点以下第2位を四捨五入しています。

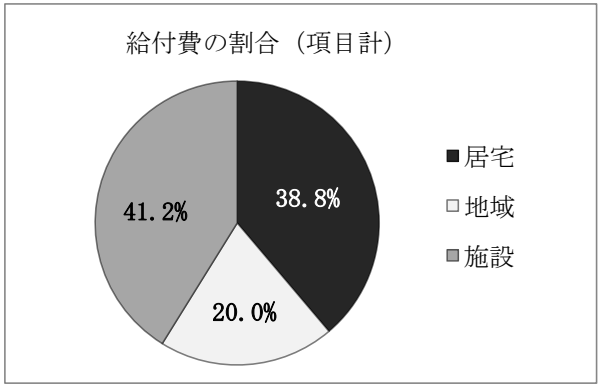

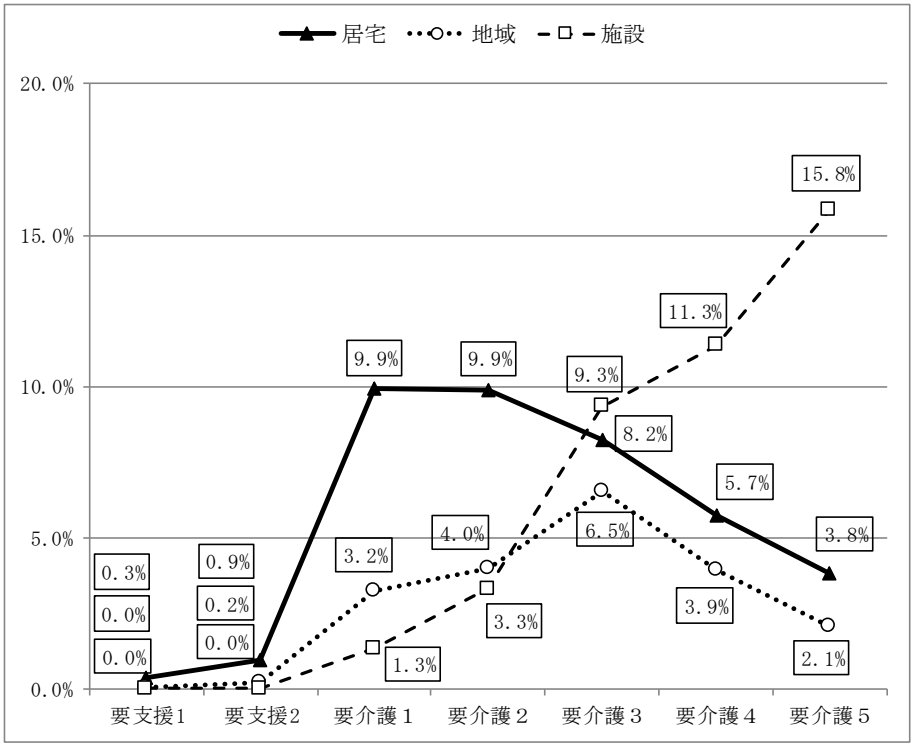

1)出所:介護保険事業状況報告月報(令和2年5月分)
2)給付費の割合＝サービスごとの給付費／給付費の合計
3)「居宅」…居宅(介護予防)サービス、「地域」…地域密着型(介護予防)サービス、「施設」…施設サービス

※給付費の割合で、一番大きいのは施設サービスの給付費となっています。

資料２－２

第７期介護保険事業計画【施設整備状況】

施設区分		整備時期	計画値	実績値（見込）
広域型特別養護老人ホーム			10	10
	つばめ福寿園（つばめ福祉会）ショート転換	平成31年4月	4	4
	さわたりの郷（つばめ福祉会）ショート転換	平成31年4月	6	6
介護療養型医療施設				-13
	富樫医院	平成29年度廃止		-13
小規模多機能型居宅介護			29	-9
	ひのくち（吉田福祉会）	平成30年度廃止		-6
	ほうえんの里（ショーリン）	平成30年度廃止		-25
	こころの郷（三林）ほうえんの里からの経営移譲	平成31年2月		29
	長善のさと（吉田福祉会）定員変更	令和元年7月1日		-6
	あさひ（吉田福祉会）定員変更	令和元年8月1日		-1
	公募したが申込みなし	―	29	0
グループホーム			-12	-12
	ひのくち（吉田福祉会）	平成30年度廃止	-9	-9
	白ふじ（つばめ福祉会）	令和元年度廃止	-9	-9
	長善のさと（吉田福祉会）小多機宿泊室転用	令和元年12月	3	3
	みなみよしだ（吉田福祉会）3床増築	令和２年度	3	3
合計			27	-24

特養待機者数

平成25年10月	平成27年10月	平成28年4月	平成31年4月
572人	502人	337人	329人

合併時（平成18年3月）から令和２年度末までの施設整備状況

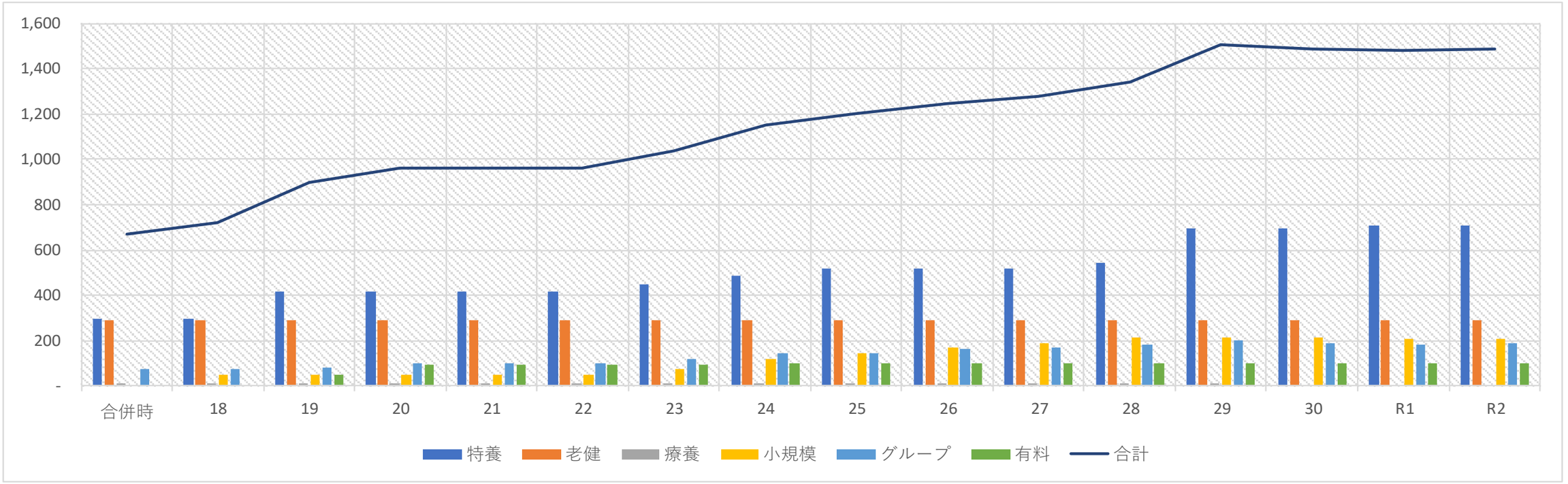

														第７期計画		
	合併時	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
特養	295	295	419	419	419	419	448	488	517	517	517	546	695	695	705	705
老健	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292	292
療養	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	0	0	0
小規模	0	48	48	48	48	48	73	116	141	166	190	215	215	213	206	206
グループ	72	72	78	102	102	102	120	144	144	162	171	180	198	189	183	186
有料	0	0	51	91	91	91	91	97	97	97	97	97	97	97	97	97
合計	672	720	901	965	965	965	1,037	1,150	1,204	1,247	1,280	1,343	1,510	1,486	1,483	1,486

資料３

第８期介護保険事業計画に係る基本指針について

燕　市

令和２年８月18日（火）

社会保障審議会 介護保険部会（第91回）	資料２－１
令和２年７月27日	

基本指針の構成について

基本指針について

第８期計画において記載を充実する事項（案）

■　第8期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

１　2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

〇2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第７期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設置期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第８期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年４月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

２　地域共生社会の実現

〇地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

３　介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

〇一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

〇高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

〇自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

〇総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

〇保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

〇在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

〇要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

〇PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

４　有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

〇住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

〇整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

５　認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

〇認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

〇教育等他の分野との連携に関する事項について記載

６　地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

〇介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

〇介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

〇総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

〇要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

〇文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

７　災害や感染症対策に係る体制整備

〇近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

基本指針の構成について

構成等の見直し案（第90回部会からの主な変更点は赤字で記載）
※見直しの方針案のページ番号は資料２－２のページに対応。

●介護保険事業運営に当たっての留意事項
○計画において具体的の記載又は作業を要する内容

基本的事項	見直しの方針案
前文	●2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤整備の重要性を記載（P2）
第一　サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一　地域包括ケアシステムの基本的理念	●地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載（P4）
１自立支援、介護予防・重度化防止の推進	●一般介護予防事業の推進に関して「専門職の関与」、「他の事業との連携」、「PDCAサイクル沿った推進」等について記載（P6） ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載（P6） ●自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として、リハビリテーションや就労的活動について記載（P6）
２介護給付等対象サービスの充実・強化	
３在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	●事業全体の取組趣旨・目的について明確化して記載（P8） ●在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化することについて記載（P8） ●在宅医療・介護連携を推進するために、市町村は、関係部局と連携することや、総合的に進める人材の育成・配置していくことの重要性について記載（P8）
４日常生活を支援する体制の整備	●総合事業に関し、対象者や単価の弾力化を行うことについて記載（P10）
５高齢者の住まいの安定的な確保	●生活面に困難を抱える高齢者に対して、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性について記載（P11）
二　二千二十五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	●2040年を見据えることについて記載（P12）
三　医療計画との整合性の確保	
四　地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	●就労的活動支援コーディネーターも、市町村が進める地域づくり活動の中心的な役割を担うことを記載（P14）

基本指針の構成について

基本的事項	見直しの方針案
五　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	■項目名に「業務効率化・質の向上に資する事業」追加 ●ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、業務の効率化に取り組んで行くことの必要性について記載（P14） ●都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域に取組を進める立場から、介護人材確保に当たって、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層などの各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備等の取組に一体的に取り組むことが重要である旨について記載（P14） ●介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組を進めることについて記載（P15） ●介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護職場のイメージを刷新していくことについて記載（P16） ●地域包括支援センターに関して、現在の3職種以外を含めた体制整備の重要性について記載（P15） ●担い手に関する取組の例示として人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載（P15） ●文書負担軽減に向け、国、都道府県、市町村、関係団体等がそれぞれ役割を果たしながら連携して取り組むことが必要である旨を記載（P16） ●要介護認定実施体制の計画的な整備を行う重要性について記載（P16）
六　介護に取り組む家族等への支援の充実	
七　認知症施策の推進 1認知症への理解を深めるための普及啓発 2認知症の容体に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供 3若年性認知症施策の強化 4認知症の人の介護者への支援 5認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり 6認知症の人やその家族の視点の重視	●認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に沿って施策を進めることの重要性について（P17） 1普及啓発・本人発信支援 2予防 3医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5研究開発・産業促進・国際展開

基本指針の構成について

基本的事項	見直しの方針案
八　高齢者虐待の防止	
九　介護サービス情報の公表	
十　効果的・効率的な介護給付の推進	●第８期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載（P21）
十一　都道府県による市町村支援等 十二　市町村相互間の連携	■項目を統合 ●介護人材の確保や生産性の向上に関する都道府県による市町村との連携や支援の重要性について記載（P22） ●保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の評価結果を活用した、市町村へのきめ細かい支援の重要性について記載（P22） ●市町村相互間の連携による地域資源の有効活用の重要性について記載（P22） ●文書負担軽減など、業務の効率化においても都道府県、市町村及び市町村相互間が連携して取り組むことの重要性を記載（P22）
十三　介護保険制度の立案及び運用に関する　PDCAサイクルの推進	●国、県による効果的な支援策の具体例として、好事例の横展開、データを有効活用するための環境整備を記載（P24） ●都道府県による、市町村の自立支援、重度化防止の取組の地域差の要因分析とそれを踏まえたきめ細かい支援の重要性を記載（P24）
新　保険者機能強化推進交付金等の活用	■保険者機能強化推進交付金等の項目新設 ●拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載（P24）
新　災害や感染症対策に係る体制整備	■災害や感染症対策の項目新設 ●近年の災害発生状況や、新型コロナウィルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載（P26）

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
第二　市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	**第三　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項**	
一　市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	**一　都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項**	
１　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	１　基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	●介護報酬の内容を踏まえることを追記【市（P26）・県（P64）】
２　要介護者等地域の実態の把握	２　要介護者等の実態の把握	○2040年も見据えた中長期的な人口構造の変化の見通しを踏まえて計画を策定【市（P27）・県（P66）】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市（P27）】
（一）被保険者の現状と見込み		
（二）保険給付の実績把握と分析 ←		■項目名を「保険給付や地域支援事業の実態把握と分析」に修正 ●介護予防に関するもの等を含めデータ利活用を進める必要性について記載【市（P28）】 ●自治体におけるデータ利活用推進にあたっては都道府県による支援も重要である旨記載【県（P66）】 ○データ利活用に当たって個人情報の取扱への配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備について計画に記載【市（P28）】
（三）調査の実施		○介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を計画に記載【市（P29）】
（四）地域ケア会議等における課題の検討		●就労的活動支援コーディネーターを追記【市（P29）】
３　市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	３　都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備	
（一）市町村関係部局相互間の連携	（一）都道府県関係部局相互間の連携	○庁内の連携先として企画・総務部局、交通部局を計画に記載【市（P29）・県（P67）】
（二）市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	（二）都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催	
（三）被保険者の意見の反映		

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
（四）都道府県との連携	4　市町村への支援	○保険者機能強化推進交付金等を活用した市町村支援の方針について計画に記載【県（P68）】 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した取組について計画に記載【市（P31）】 ○高齢者向け住まいの質の確保、適切な介護基盤整備のための都道府県と市町村との連携強化の内容等について計画に記載【市（P31）・県（P69）】 ○業務効率化の取組について計画に記載【市（P31）・県（P68）】 ○市町村のデータ利活用に当たって、個人情報の取扱への配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備を含めた支援について計画に記載【県（P68）】
4　二千二十五年度の推計及び第七期の目標	5　平成三十七年度の推計及び第七期の目標	○2040年度の推計を計画に記載【市（P32）・県（P69）】
（一）二千二十五年度の推計	（一）二千二十五年度の介護人材等の推計及び確保	○2040年度の推計を計画に記載【市（P32）・県（P69）】
（二）第七期の目標	（二）第七期の目標	○第八期の目標に変更【市（P32）・県（P70）】
	（三）施設における生活環境の改善	
5　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6　目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	●保険者機能強化推進交付金等の評価を活用したPDCAサイクルの重要性について記載【市（P33）・県（P71）】 ●特に小規模自治体へのきめ細かい支援の重要性について記載【県（P71）】
6　日常生活圏域の設定	7　老人福祉圏域の設定	
7　他の計画との関係	8　他の計画との関係	
（一）市町村老人福祉計画との一体性	（一）都道府県老人福祉計画との一体性	
（二）市町村計画との整合性	（二）都道府県計画との整合性	
	（三）医療計画との整合性	
（三）市町村地域福祉計画との調和	（四）都道府県地域福祉支援計画との調和	○重層的支援体制整備事業を含めた全体のサービスの見込み量の策定【市（P35）】
（四）市町村高齢者居住安定確保計画との調和	（五）都道府県高齢者居住安定確保計画との調和	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
（五）市町村賃貸住宅供給促進計画との調和	（六）都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
（六）市町村障害福祉計画との調和	（七）都道府県障害福祉計画との調和	
	（八）都道府県医療費適正化計画との調和	
（七）市町村健康増進計画との調和	（九）都道府県健康増進計画との調和	
（八）生涯活躍のまち形成事業計画との調和	（十）都道府県住生活基本計画との調和	
（　）市町村地域防災計画との調和	（　）都道府県地域防災計画との調和	■新項目追加 ○災害時に備えた連携した取り組み等を定める場合には地域防災計画との調和に配慮する【市（P36）・県（P75）】
（　）市町村新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	（　）　都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画との調和	■新項目追加 ○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取り組み等を定める場合には新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮する【市（P37）・県（P75）】
（九）福祉人材確保指針を踏まえた取組	（十一）福祉人材確保指針を踏まえた取組	
（十）介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	（十二）介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
（　）認知症施策推進大綱を踏まえた取組	（　）認知症施策推進大綱を踏まえた取組	■新項目追加 ○認知症施策推進大綱を踏まえて取り組むよう努めること【市（P38）・県（P76）】
８　その他	９　その他	
（一）計画期間と作成の時期	（一）計画期間と作成の時期	
（二）公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	（二）公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	
二　市町村介護保険事業計画の基本的記載事項	**二　都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項**	
１　日常生活圏域	１　老人福祉圏域	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	2　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み	○地域間の移動や、地域特性等を踏まえて計画を策定【市（P39）・県（P77）】 ●介護離職ゼロ実現に向けた特定施設入居者生活介護を含む都市部での着実な介護基盤整備や地方部での機能維持の重要性を記載【市（P39）・県（P77）】 ●在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービス量の見込みを定めることの重要性等について記載【市（P39）】
（一）各年度における介護給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み		○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等を勘案して計画を策定【市（P40）・県（P77）】
（二）各年度における予防給付対象サービス（介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るものをいう。以下同じ。）の種類ごとの量の見込み		
3　各年度における地域支援事業の量の見込み		
（一）総合事業の量の見込み		○総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めることについて記載【市（P42）】 ○市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨記載【市（P42）】 ○一般介護予防事業について専門職の関与や他の総合事業に基づく事業等との連携方針について記載【市（P42）】 ○通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨記載【市（P42）】
（二）包括的支援事業の事業量の見込み		
4　被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3　市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
（一）被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	（一）市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載【市（P45）・県（P80）】 ●地域リハビリテーション体制の重要性を記載【市（P44）・県（P80）】 ●具体的な取組の例示として、「就労的活動」について記載【市（P43）】 ●総合事業に係る都道府県による継続的な市町村支援について記載【県（P80）】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市（P44）】 ●要介護高齢者も総合事業を利用することが可能であることに留意【市（P44）】
（二）介護給付の適正化への取組及び目標設定	（二）市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	●第８期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載【市（P45）・県（P80）】
	４　老人福祉圏域を単位とする広域的調整	●2040年に向けた老人福祉圏域内の施設整備の調整の重要性を記載【県（P81）】
	５　市町村介護保険事業計画との整合性の確保	
三　市町村介護保険事業計画の任意記載事項	**三　都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項**	
１　地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	１　地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	
（一）在宅医療・介護連携の推進	（一）在宅医療・介護連携の推進	○在宅医療・介護連携の推進について、市町村による看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取組等の重要性や都道府県による関係団体との連携体制構築のための支援の重要性について記載【市（P46）・県（P82）】
（　）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	（　）高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての項を新設 ○高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み（支援）方針を記載【市（P47）・県（P83）】
（二）認知症施策の推進 ↓新項目として別に記載	（二）認知症施策の推進 ↓新項目として別に記載	
（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	（三）生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	●具体的な取組の例示として、「就労的活動」等について記載【市（P48）・県（P83）】 ○交通担当部門との連携について記載【市（P49）】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
（四）地域ケア会議の推進	（四）地域ケア会議の推進	
	（五）介護予防の推進	
（五）高齢者の居住安定に係る施策との連携	（六）高齢者の居住安定に係る施策との連携	●生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性を記載【市（P50）・県（P84）】
２　各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策	２　介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	●中長期的に高齢者人口や介護ニーズを見据えた整備の重要性について記載【市（P51）】 ○人口減少も見据えた既存施設の有効活用等、効率的な施設・サービス施設整備について記載【市（P51）】
（一）関係者の意見の反映	（一）介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項	
（二）公募及び協議による事業者の指定	（二）ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	
（三）都道府県が行う事業者の指定への関与	（三）ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	
（四）報酬の独自設定		
（五）人材の確保及び資質の向上 **↓新項目として別に記載**	３　地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 **↓新項目として別に記載**	
３　各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策		
（一）地域支援事業に要する費用の額		○総合事業の単価の弾力化を踏まえてサービス単価を設定【市（P53）】
（二）総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス（以下「訪問型サービス等の総合事業」という。）の種類ごとの見込量確保のための方策		●見込量の確保のための方策として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載【市（P54）】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市（P53）】
（三）地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価		
（四）総合事業の実施状況の調査、分析及び評価		

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	■新項目追加【市県】 ●介護職に限らない専門職を含めた人材確保の重要性について記載【市（P55）・県（P87）】 ●要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載【市（P56）】 ●担い手確保のための取組として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載【市（P55）・県（P87）】 ●要介護認定の質の確保等に向けた支援の重要性について記載【県（P89）】 ○地域医療介護総合確保基金（介護人材分）を活用したICT導入支援について記載【県（P87）】 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入等による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載【市（P56）・県（P88）】 ○介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新の具体的な方策を記載【市（P56）・県（P88）】 ●介護現場革新の取組に当たっては、関係者の協働の下、業務効率化に取り組むモデル施設を育成し、その地域のモデル施設が地域内の介護事業所へ先進的な取組を伝えていくことの重要性を記載【市（P56）・県（P88）】 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載【市（P56）・県（P89）】
4　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4　介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	●総合事業に係る都道府県による継続的な市町村支援について記載【県（P90）】
（一）介護給付等対象サービス		
（二）総合事業		●要介護者が総合事業を利用する際の給付と事業を組み合わせた適切なケアマネジメントの重要性について記載【市（P57）】
（三）地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価		■項目名に「体制の強化」を追加【市】 ●地域包括支援センターの体制強化の重要性について記載【市（P58）】 ○地域包括支援センターの体制強化の具体的な取組について記載【市（P58）】

基本指針の構成について

市町村	都道府県	見直しの方針案
認知症施策の推進	認知症施策の推進	■新項目追加【市県】 〇認知症施策推進大綱等を踏まえ、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載【市（P60）・県（P90）】 〇教育、地域づくり等他の分野の関連施策との連携等に関する事項について記載【市（P60）】
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数	■新項目追加【市県】 〇住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載【市（P62）・県（P93）】 〇住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保【市（P62）・県（P93）】
５　地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	５　介護サービス情報の公表に関する事項	
６　市町村独自事業に関する事項		
（一）保健福祉事業に関する事項		
（二）市町村特別給付に関する事項		
（　）一般会計に関する事項		■新項目追加 〇保険者機能強化推進交付金等を活用した一般会計による介護予防等に資する独自事業について記載【市（P63）】
７　療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	６　療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	〇指定介護療養型医療施設の廃止期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うよう支援することについて記載【市（P64）・県（P95）】
災害に対する備えの検討	災害に対する備えの検討	■新項目追加【市（P64）・県（P95）】
感染症に対する備えの検討	感染症に対する備えの検討	■新項目追加【市（P64）・県（P95）】

介護保険事業（支援）計画について

○　保険給付の円滑な実施のため、３年間を１期とする介護保険事業（支援）計画を策定している。

国の基本指針（法第116条、７期指針：平成30年３月厚生労働省告示第57号）

○ 介護保険法第116条第１項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める

※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画（法第117条）

○ 区域（日常生活圏域）の設定

○ 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み（区域毎）

○ 各年度における必要定員総数（区域毎）

※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

○ 各年度における地域支援事業の量の見込み

○ 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標　　○ その他の事項

都道府県介護保険事業支援計画（法第118条）

○ 区域（老人福祉圏域）の設定

○ 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み（区域毎）

○ 各年度における必要定員総数（区域毎）

※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる（任意）

○ 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標　　○ その他の事項

保険料の設定等

○保険料の設定

○市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

基盤整備

○都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

介護保険制度における市町村及び都道府県の役割

介護保険制度では、市町村を保険者としつつ、国、都道府県等が、役割に応じて市町村を重層的に支える仕組みとなっている。

市町村の役割

○　介護保険制度創設時に、介護サービスの地域性や市町村の老人福祉や老人保健事業の実績、地方分権等の流れを踏まえ、国民に最も身近な行政単位として、介護保険の保険者とされた。
○　3年を一期として介護保険事業計画を策定し、サービスの見込み量の推計等を行うとともに、保険料を設定。

都道府県の役割

○　介護保険法第5条において、「介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない」とされており、介護保険事業の保険給付の円滑な実施の支援のための介護保険事業支援計画を策定
○　その他、財政安定化基金の設置、報告徴収の実施、事業者の指定、費用負担等、給付と負担の両面において役割を担っている。

介護保険法（平成9年法律第123号）
（国及び地方公共団体の責務）
第五条　（略）
2　都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。
3　国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

第8期介護保険事業計画の作成プロセスと支援ツールイメージ

《「見える化」システム》

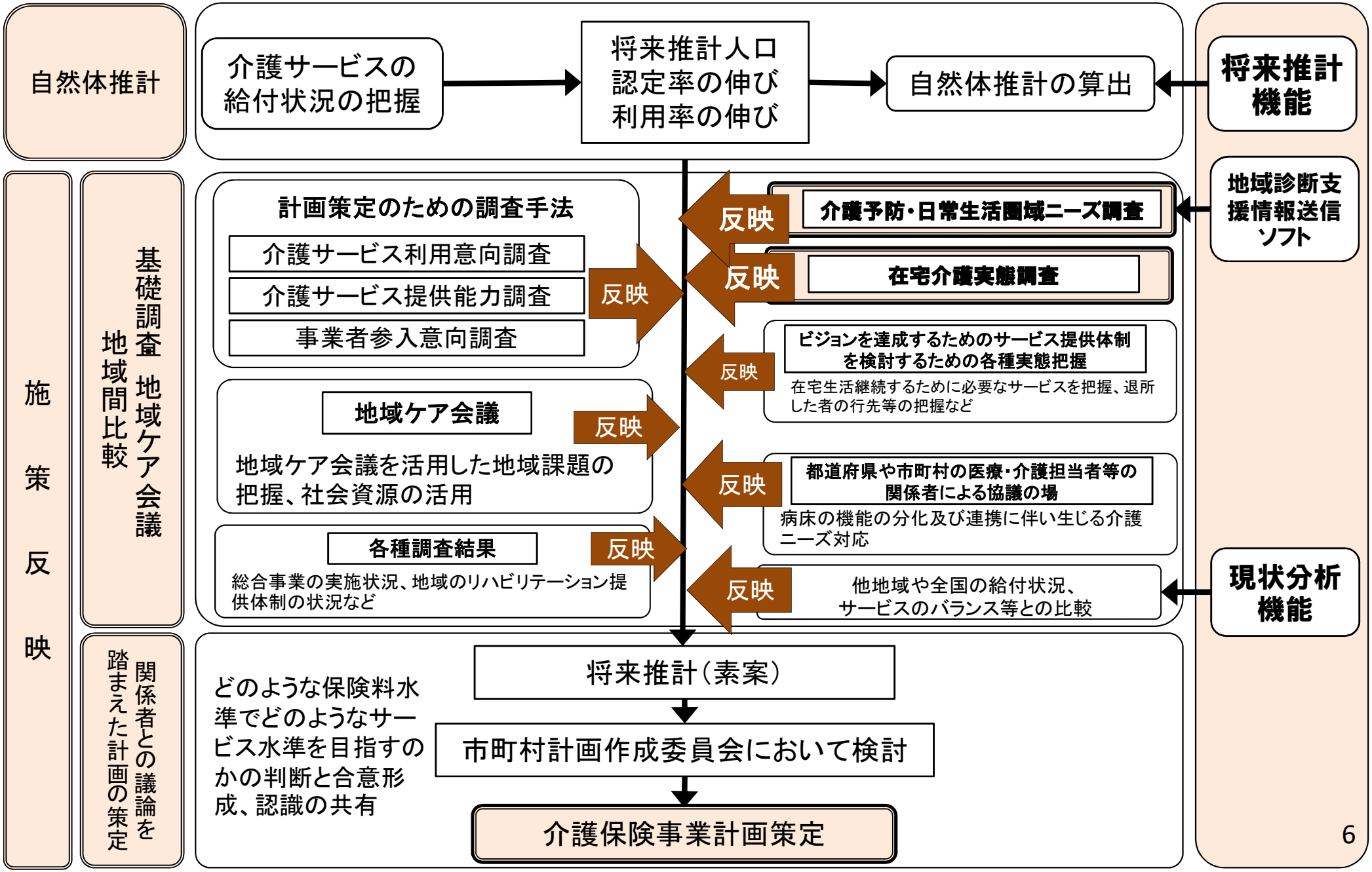

第８期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール（R2.7.31）

年月	市区町村	都道府県	国	（参考）
令和2年8月	サービス見込量等の設定作業開始	・介護療養病床・医療療養病床の転換意向調査を結果を市町村に提供	課長会議配信（第8期基本指針案を提示） 推計ツール確定版8.0次リリース 推計ツール操作説明動画配信 推計ツール県web研修	
9月	推計作業	・都道府県や市町村の医療・介護担当者等の関係者による協議の場を開催	推計ツール確定版8.5次（集計機能等）リリース	
10月	第1回サービス見込量の提出	第1回サービス見込量の提出	第1回サービス見込量集計	人材推計シート配布(予定)
11月	都道府県との調整（ヒアリング）	市町村、国（地方厚生局）との調整（ヒアリング）	集計を踏まえた推計に当たっての留意事項を事務連絡 地方厚生局を通じた都道府県ヒアリング 調整交付金関係の確定係数を設定	
12月			ヒアリングを踏まえた推計に当たっての留意事項を事務連絡	
令和3年1月	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の提出	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の提出	第2回サービス見込量、必要利用定員総数の集計 報酬改定率等の係数を設定	第1回人材推計集計(予定)
2月	・介護保険事業計画を議会に報告 ・介護保険条例の改正	介護保険事業支援計画を議会に報告		
3月	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の提出	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の提出	保険料、サービス見込量、必要利用定員総数の集計	第2回人材推計集計(予定)
4月	第8期介護保険事業計画スタート			

資料４

介護施設等整備意向調査の結果について

市内で地域密着型サービスなどの介護保険事業を展開する「社会福祉法人」「介護老人保健施設」等の１０法人に対し、第８期介護保険事業計画期間において、介護施設等を整備する意向があるか照会しました。

・回答　　**ある（２法人、３事業所）**　、　ない（８法人）

・A 特養４床増床（短期入所からの転換）
・B グループホーム３床増床（増築による増床）
・小規模多機能型居宅介護、登録定員２９人（**新設**〔併設については検討中〕）

介護保険第一号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により
次の要件を満たす方は、
保険料が減免となります。

【保険料が減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
⇒　保険料を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(※)が見込まれる第一号被保険者
⇒　保険料の全部又は一部を減額

※保険料が一部減額される具体的な要件
世帯の主たる生計維持者について
（１）事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の３以上減少する見込みであること
（２）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること
注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○保険料の減免額は、減免対象保険料額（A×B÷C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険料額（A×B÷C）
A:第一号被保険者の保険料額
B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
C:世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合（D）
200万円以下の場合　：全部(10分の10)
200万円を超える場合：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除。

申請に必要な書類等の詳細については、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市役所　税務課　市民税２係（２階６番窓口）
電話：０２５６－７７－８１４４（直通）

裏面もご覧ください→

介護保険料減免（新型コロナウイルス感染症関係）
簡易判定フローチャート

ここから↓

介護保険料の**納付が困難**

はい

新型コロナウイルス感染症が原因で
主たる生計維持者の**収入が減少**した

いいえ

はい

新型コロナウイルス感染症により
主たる生計維持者が**死亡**または**重篤な傷病**を負った

いいえ

はい

主たる生計維持者の
以下のいずれかの収入が**３０％以上減少**した
【　事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入　】

いいえ

はい

上記収入以外の
主たる生計維持者の**前年所得が４００万円以内**

いいえ

はい

減免 非該当

減免　**該当**（全部もしくは一部）

保険料の減免を受けるには、申請が必要です。

※ 詳細については、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
燕市役所　税務課　市民税２係（２階６番窓口）
電話：0256-77-8144（直通）

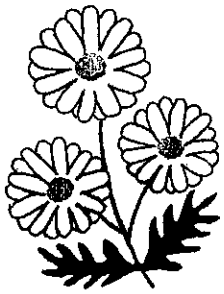

資料５－１

（５）その他

◎第７期介護保険事業計画の変更について

1. 事業の概要
　○対象施設　　燕市吉田西太田264番地5
　　社会福祉法人　吉田福祉会
　　「グループホームみなみよしだ」　定員：９人（９床）
　○整備内容　　施設を３床増床し、定員１２人（１２床）とします。

2. 補助金の概要
　○整備費補助　新潟県介護基盤整備事業費補助金（地域密着型施設整備事業）
　　補助率は10/10、補助上限額は7,200千円

3. 計画変更理由
　○新潟県介護基盤整備事業費補助金を活用した増床計画について、７期計画と整合を図る必要があるため。
　※７期計画にはグループホームの定員数について記載がなく介護報酬の増額等に伴い給付費も増加する見込みとなっており、県との協議では「計画変更の必要はない。」とのことでしたが、「補助金を活用するには計画変更が必要。」とあらためて県から指示があったため変更したものです。

4. 変更箇所
　○計画書　第6章　121ページ
　　３⑴②地域密着型サービスの確保策　に字句を追加（別紙新旧対照表参照）

※なお、この計画変更による<u>介護保険料基準月額に変更はありません。</u>

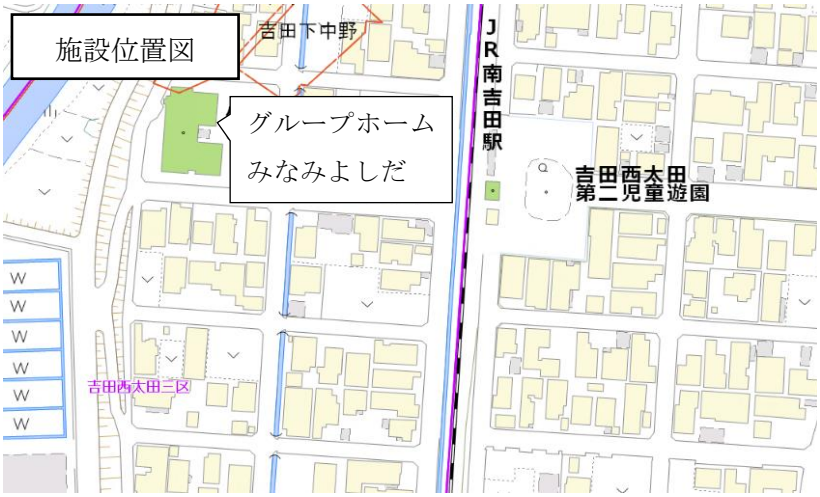

◆　計画書　121ページ（第6章）

３　介護サービス見込み量確保のための方策

（１）　居宅サービスの確保策　（略）

（２）　施設整備の確保策

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の施設です。入所希望者の状況や市民のニーズ等を踏まえて整備を検討します。

介護老人保健施設は、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加が見込まれるため、県と連携しながら広域的な考えで整備を検討します。

①　施設サービスの確保策

在宅での介護が困難な方の要望に応えるため、これまでも介護老人福祉施設の整備を計画的に進めてきました。しかし、介護老人福祉施設の入所を希望する待機者が今現在いることから、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により計画的に整備を行います。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	１０床

②　地域密着型サービスの確保策

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、身近な生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を図っていますが、よりきめ細かくニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスと認知症対応型共同生活介護（令和2年度末で186床）を整備します。

（３）　地域支援事業の確保策　（略）

３　介護サービス見込み量確保のための方策

（１）　居宅サービスの確保策　（略）

（２）　施設整備の確保策

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の施設です。入所希望者の状況や市民のニーズ等を踏まえて整備を検討します。

介護老人保健施設は、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加が見込まれるため、県と連携しながら広域的な考えで整備を検討します。

①　施設サービスの確保策

在宅での介護が困難な方の要望に応えるため、これまでも介護老人福祉施設の整備を計画的に進めてきました。しかし、介護老人福祉施設の入所を希望する待機者が今現在いることから、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により計画的に整備を行います。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	１０床

②　地域密着型サービスの確保策

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、身近な生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を図っていますが、よりきめ細かくニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスを整備します。

（３）　地域支援事業の確保策　（略）

３　介護サービス見込み量確保のための方策

（１）居宅サービスの確保策

居宅サービスについては、サービスの提供が適切な配置となるよう県からの情報提供や意見交換する中で、今後も、必要なサービス量の確保に努めます。

介護予防サービスについては、今後も需要量が増えることが予測されるため、従来のサービス提供事業者の事業拡大やサービスの多様化などにより、必要なサービスの確保に努めます。

（２）施設整備の確保策

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、在宅生活を継続することが困難な高齢者の施設です。入所希望者の状況や市民のニーズ等を踏まえて整備を検討します。

介護老人保健施設は、安定的なサービス提供がされていますが、高齢者の増加が見込まれるため、県と連携しながら広域的な考えで整備を検討します。

① 施設サービスの確保策

在宅での介護が困難な方の要望に応えるため、これまでも介護老人福祉施設の整備を計画的に進めてきました。しかし、介護老人福祉施設の入所を希望する待機者が今現在いることから、短期入所生活介護（ショートステイ）の転換により計画的に整備を行います。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	１０床

② 地域密着型サービスの確保策

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するために、身近な生活圏域ごとに地域密着型サービスの整備を図っていますが、よりきめ細かくニーズに対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスと認知症対応型共同生活介護（令和２年度末で 186 床）を整備します。

（３）地域支援事業の確保策

介護予防事業については、高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自立した生活を営むことができるよう、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業の予想される財源の確保と適切なサービス提供に努めます。

介護サービス事業所アンケート調査のお願い

資料５－２

日頃より、燕市の福祉行政全般にわたりご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市の令和元年11月末日現在の高齢化率は30.5％で、認定率は18.4％となっています。ケアの担い手である介護人材不足が深刻化しております。

そこで、本市では介護事業所とそこで働く介護従事者の現状を把握するため、介護サービス事業所に対し、アンケートを実施いたします。

お寄せいただいたご意見等は、第8期燕市介護保険事業計画策定のための基礎資料とさせていただきますが、事業所が特定されないよう配慮し、ご迷惑をおかけすることはありませんので、なるべく率直なご意見を賜りますようお願いいたします。

ご多用のところ、お手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年○月

1　メールにてこの調査票をお願いするものです。異なるサービスを提供している場合は、それぞれの事業所あてにメールされることがあります。

2　お答えは、あてはまる□に✓点を入れてください。「その他」にあてはまる場合は、（　）内になるべく具体的にその内容をご記入ください。

3　○月○日（○）までに、ご記入いただき、メールで返信してください。

4　記入上のご不明な点、調査については、下記までお問い合わせください。

燕市　健康福祉部　長寿福祉課　介護保険係
※メールアドレス：choju@city.tsubame.lg.jp

介護人材実態調査【事業所別】

事業所名				
サービス種別（□に✓）		訪問介護（総合事業を含む）		通所介護（認知症対応型、総合事業を含む）
		訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション		短期入所生活介護
		訪問入浴		短期入所療養介護
		看護小規模多機能型居宅介護		介護療養型医療施設
		特別養護老人ホーム（地域密着型含む）		介護老人保健施設
		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護
		特定施設入所者生活介護		
回答者	（職）		（氏名）	

１．従業者の状況を教えてください

問１．貴事業所職員の平均勤続年数は次のどれですか。（✓は1つ）

□ １年未満　□ 2年未満　□ 3年未満
□ 5年未満　□ 10年未満　□ 10年以上

問２．介護保険サービス事業を行う上で、問題点や課題はどれですか。（✓はいくつでも）

□ 利用者の確保が困難
□ 従業員の福利厚生などが不十分
□ 介護報酬単価が低い
□ 運営・運転資金の確保が困難
□ その他
（　　）

□ 人材（従業員）の確保が困難
□ 介護報酬請求事務の負担が大きい
□ 介護報酬に反映されない事務等の負担が多い
□ 事務所の確保や維持が困難
□ 特になし

問３．介護保険サービス事業を行う上で、行政に支援等をしてほしいことはどれですか。（✓はいくつでも）

	最新の介護保険制度情報の提供
	高齢者保健福祉事業に関する情報提供
	他の介護保険サービス提供事業者に関する情報の提供
	事業所のPR活動に関する支援（広報等を通した事業所PR等）
	事業所間の連携強化の支援
	介護支援専門員やサービス提供者の技術向上の支援（研修の実施等）
	介護支援専門員やサービス提供者のための相談窓口の設置
	処遇困難者への対応またはその支援
	その他　　（　　）
	特にない

問４．令和2年○月１日現在の従業者数を教えてください。　※職種については主となる業務で記入してください。

	正社員・正職員等	パート・臨時職員	派遣・出向等	合計	（左記の内訳）年齢別					
					10・20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
男				0						
女				0						
合　　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護職				0						
計画作成職				0						
看護職				0						
リハビリ職				0						
栄養職				0						
生活相談職				0						
その他				0						
うち燕市民				0						

	正社員・正職員等	パート・臨時職員	派遣・出向等	合計	（別掲）令和2年度新規雇用者数		
					高校卒（新卒）	大学卒（新卒）	その他
男				0			
女				0			
合　　計	0	0	0	0	0	0	0
介護職				0			
計画作成職				0			
看護職				0			
リハビリ職				0			
栄養職				0			
生活相談職				0			
その他				0			
うち燕市民				0			

問５．現在の従業者数で充足していますか教えてください。（✓は１つ）

	充足している
	充足していない　⇒　不足している（今後、不足が見込まれる）従業者の職種の人数を教えてください。

介護職	計画作成職	看護職	リハビリ職	栄養職	生活相談職	その他	（　　）

※数字を記載してください。

※その他は右記の（　）に職種を記入ください。

問６．今後、事業所（サービス）を継続していくうえでの課題を教えてください。
（✓はいくつでも）

	利用者の確保		介護従業者の確保
	収支の悪化（収入（報酬単価等）の減）		収支の悪化（経費（人件費・施設修繕費等）の増）
	その他　（　　）		

■■■以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。■■■